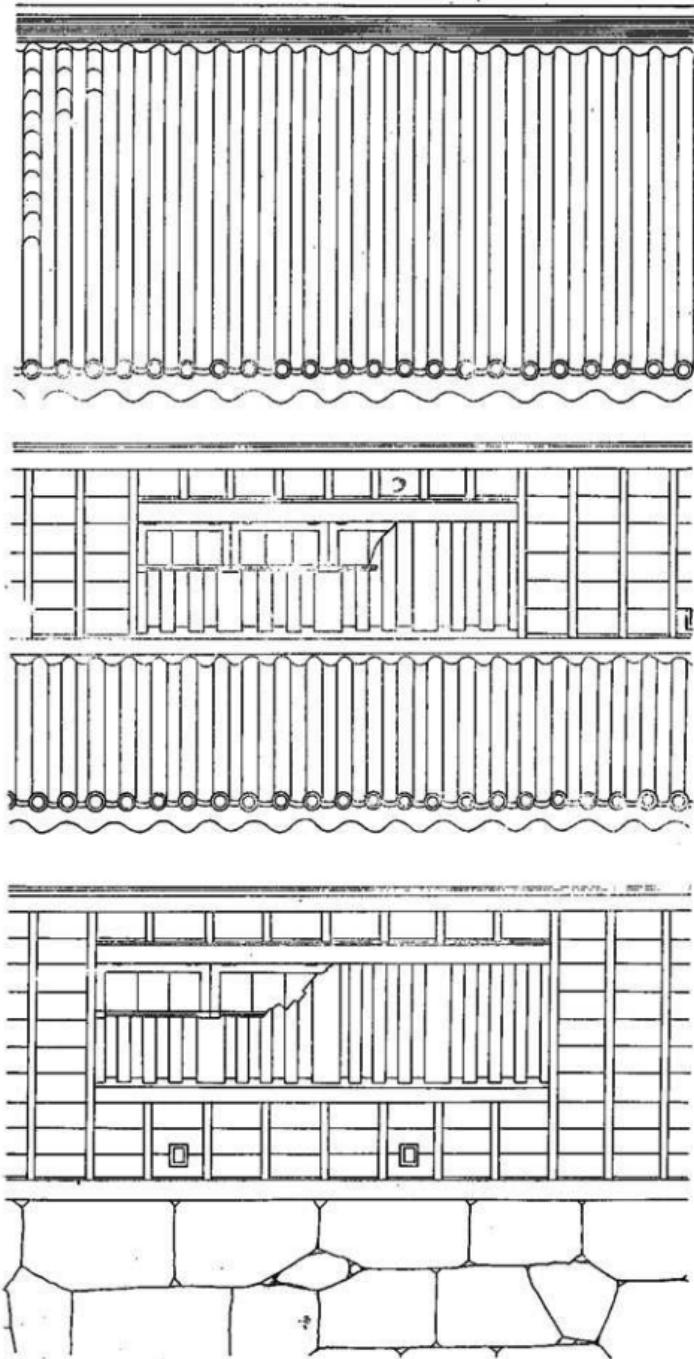
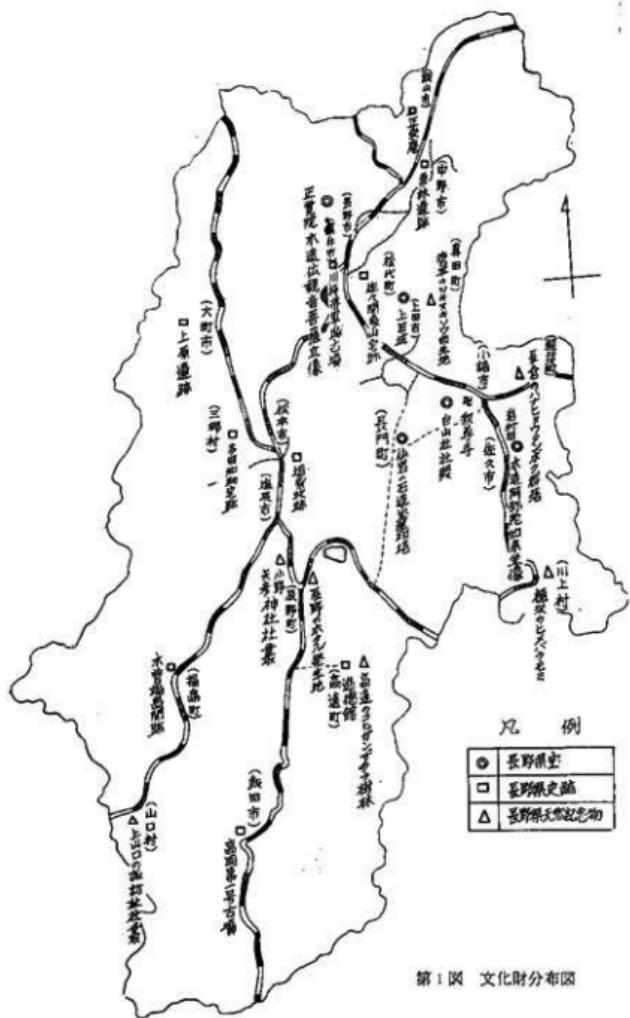


長野県指定文化財調査報告

第一集

長野県教育委員会





第1圖 文化財分布圖

まえがき

当委員会は、昭和三四年一月九日に長野県宝五件の指定をした。統いて、昭和三五年一月一日に長野県史跡一〇件の指定をした。さらに、同じ日に長野県天然記念物七件の指定をした。これは、その調査報告である。

本県が文化財を顕彰し、その保存に着手したのは、大正一〇年のことであった。それ以来昭和二六年まで、この事業は続けられた。そしてこの間に、七七〇余件の文化財が顕彰され、二八集の調査報告書が刊行された。もつとも、このときは史跡、名勝、天然記念物の保護が中心であつた。他の文化財まで手が回らなかつた。しかし、文化財の保護に多大な効果をあげたことは確かである。

ところが、昭和二七年にこの事業は一応打ち切られた。昭和二十五年に文化財保護法が制定され、この法律に基づいて文化財保護条例が制定されたからである。文化財保護法の制定によつて、わが国の文化財保護行政は新らしく出発した。県の保護行政も、これに添うこととなつたのである。

現在、県下には、文化財保護委員会によつて指定された文化財が一四六件ある。国宝六件、重要文化財一〇〇件、特別史跡一件、特別名勝天然記念物一件、特別天然記念物四件、史跡九件、名勝二件、天然記念物二〇件、重要民俗資料三件である。このほか重要な美術品等認定物件が一九件ある。しかし、このほかにも保護しなければならない文化財があるはずである。文化財保護条例を制定したのは、こうした文化財を保護しようとしたためである。

条例制定以来第一回の指定まで、慎重に準備した。從來の保護行政反省したところ、改めなければならない点がいくつかあつたからである。指定基準をつくつたり、指定方法を決めたりしたもの、そうした点を考慮したからである。

こうして、条例制定最初の指定をした。本書に収録した文化財は、このとき指定したものである。しかし、それと同時に文化財の活用にも役立つものと考えられる。こうした意味から、できるだけ広く本書を利用されるように願うものである。

本書の執筆者は、次の各氏である。

長野県文化財専門委員会

主編
吉田新行
事会

一　志　茂　太
田　博　太
郎　樹

文東
都教
技官

金　井　喜　久　一
井　田　作

常　山　國　さん
委員会

太　田　博　太
郎　樹

文部
都教
技官

倉　山　喜　久　一
山　田　作

佐　藤　邦　雄

佐　藤　邦　雄

米　山　時　一

米　山　時　一

藤　林　一

藤　林　一

信　通　小　學
校　行　事　會

大　田　博　太
郎　樹

終りに、調査・刊行に當つて協力された地元の教育委員会、所有者の方々に感謝する。また、多忙の中を調査・執筆された専門委員諸氏に感謝するものである。

昭和三七年三月二〇日

長野県教育委員会

目次

まえがき	一
長野県宝	一
白山社社殿	三
仏岩の石造室inez印塔	四
上田城	七
南橹	一
北橹	一
西橹	一
木造阿弥陀如来坐像	九
木造伝觀音菩薩立像	〇
長野県史跡	一
高岡城址	一
進徳館	一
高岡第一号古墳	三
木曾福島関跡	五
埴原牧跡	八
附信濃諸牧監修跡	一一

多田加助宅跡	一五
上原遺跡	一七
川柳将軍塚古墳	一九
佐久間象山宅跡	二三
栗林遺跡	二五
正受庵	二八
長野県天然記念物	四一
桶沢のヒメバラモ	四三
長倉のハナヒヨウタンボク群落	四四
菅平のフキスギソウ自生地	四五
神社社叢	四六
高遠のコヒガンザクラ樹林	四八
上山口の諫訪社社叢	四九
辰野のホタル発生地	五一

挿図目次

- 一 文化財分布図
- 二 畑室説明板
- 三 親寺寺跡図
- 四 白山社社殿南面詳細
- 五 仏岩の宝座印塔全影
- 六 上田城西側内部組物
- 七 西塔
- 八 南樓
- 九 北樓
- 一〇 上田城跡本丸全景
- 一一 木造阿努陀如来坐像側面
- 一二 木造伝義音菩薩立像全影
- 一三 鼎史跡標識・説明板
- 一四 進徳館表門
- 一五 進徳館平面図
- 一六 高岡第一号古墳の標識・説明板
- 一七 木曾福島御跡附近見取図
- 一八 大曾福島御跡
- 一九 木曾福島御所跡範囲
- 二〇 福島御所跡
- 二一 境原牧古庭敷翠洞跡
- 二二 境原牧千石葉御場南側細部
- 二三 多田加助宅跡附近図
- 二四 上原遺跡配石遺構
- 二五 上原遺跡石積
- 二六 川柳将軍塚古墳実測図(平面)
- 二七 川柳将軍塚古墳実測図(断面)
- 二八 銅鏡
- 二九 佐久間象山屋敷復原図
- 三〇 生誕地の碑
- 三一 井戸件
- 三二 萩林遺跡
- 三三 正受庵建物配置図
- 三四 正受庵本堂正面
- 三五 正受庵本堂平面図
- 三六 林栽培
- 三七 鳥天然記念物標識・説明板
- 三八 ヒメラバモミ
- 三九 ツキスキンソウ
- 四〇 ピロウドシダのついたケヤキの老木
- 一 調花期のコヒガンザクラ
- 二 エズリハ
- 三 ヒイラギ
- 四 シダレエノキ
- 五 ヒサカキ
- 六 交尾
- 七 タマゴ
- 八 土マユ
- 九 幼虫
- 一〇 カワニナとヒメタニシ
- 五一 佐久間象山宅跡指定地域図
- 五二 高岡第一号古墳指定地域図
- 五三 多田加助宅跡指定地域図
- 五四 沿線博物館正受庵指定地域図
- 五五 高岡第一号古墳指定地域図
- 五六 木曾福島御跡指定地域図
- 五七 境原牧跡御跡御所跡御所跡指定地域図
- 五八 川柳将軍塚古墳指定地域図
- 五九 上原遺跡指定地域図
- 六〇 上原遺跡指定地域図
- 六一 稲沢のヒメバラモミ指定地域図
- 六二 長倉のハナヒヨウタツボタ群落指定地
域図
- 六三 長倉のハナヒヨウタツボタ群落指定地
域図
- 六四 長倉のハナヒヨウタツボタ群落指定地
域図
- 六五 葦平のツキスソウ自生地指定地域図
- 六六 葦平のツキスソウ自生地指定地域図
- 六七 今津神社社叢指定地域図
- 六八 上山口の霧訪社社叢指定地域図
- 六九 高遠のコヒガンザクラ樹林指定地域図
- 七〇 茂野のホタル発生地指定地域図

図版目次

- 一 白山社社殿正面
二 白山社社殿の位置
三 上田城西櫓
四 明治五十八年ころの上田城
五 石造宝篋印塔
六 石造宝篋印塔基壇陰刻銘
七 木造伝觀音菩薩立像上半身
八 木造阿弥陀如來坐像正面
九 木造阿弥陀如來坐像陀板板修理銘
一〇 進德廟正面
一一 頤面
一二 高遠城跡
一三 高麗第一号古墳石室
一四 高麗第一号古墳蓋石
一五 高岡第一号古墳全景
一六 木曾福島関跡現状
一七 木曾福島關絵図
一八 古庭敷雲霧場跡附近
一九 信濃諸牧牧使戸跡出土土器石
二〇 多田加助宅跡
二一 上原遺跡
二二 川柳将軍塚古墳現状
二三 川柳將軍塚古墳現状
二四 佐久間象山宅跡全景
二五 佐久間象山肖像（写真）
二六 葉林遺跡全景
二七 葉林遺跡住居跡
二八 葉林式土器
二九 正受庵
三〇 正受老人画像
- 三一 ヒメバワモミ
三二 ハナヒウタンボクの持木果
三三 清閑山
三四 ハナヒウタンボクの花
三五 フキヌンウ
三六 鈴谷神社社叢全景
三七 小野神社社叢の林相
三八 高遠公園とコヒガンザクラ
三九 コヒガンザクラの花
四〇 冬眠をしたコヒガンザクラ
四一 上山口の諫訪丸社叢の洋木草木類
四二 上山口の諫訪丸社叢の洋木草木類
四三 農野のホタル発生地
四四 ホタルの生態

長野県宝



第2図 県宝説明板

४५

१८१

३०६ रुपये

५५

白山社社殿

(昭和第一回)

所在の場所 小諸市大字大久保 興善寺境内
交 通 信送報小諸駅下車 バス

本坊と觀音堂との間の岩がけに作られた見世棚造りの春日造り小社殿である(柱行七三、梁行一〇六、向拝柱の出、母屋柱より五〇)。

土台上に面取り角柱を立て、腰貫、腰長押を回し、頭長押を用い、舟肘木で桁をうける。重木は一重、隅木を入れ、切妻中の上にこげ板を葺く。向拝も舟肘木で、母屋との間に繋虹梁をかける。壁は横板で、正面に方立柱を立て、上下長押間に板扉を入れる。彩色はなく、棟には木製の鬼板をのせている。

角柱の面の大きさは、正確にはかれないと、柱径の八分の一から九分の一の間で、室町時代の比である。肘木の曲線や鬼板の様式からみても、この年代は承認されるだろう。

春日造りは、周知のごとく、奈良県がもつとも多い(五三棟の重要文化財の本殿中、三六棟が春日造り)。その他では、次表のようになる。

村櫛神社本殿

樹木 室町末

宮八幡神社末社高良神社本殿 山梨 明応九

浅間神社攝社山宮神社本殿 同 永禄元

山梨岡神社本殿 同 室町

熊野神社本殿(二種) 同 雅倉

葛山落合神社本殿 同 寛永 六

若一王子神社本殿 同 享和二

白山社社殿

白山神社本殿

西野(篠山)延喜二

高倉神社境内社春日社社殿 三重 天正二

大世原神社境内社義原神社本殿墨雲 宽永二四

地主神社本殿 同 文政二

平野神社本殿(二種) 同 京極 宽永二九

佐牙神社本殿(二種) 同 天正二三

松尾神社本殿 同 永禄一



第3圖 興善寺總圖

長野県宝

白山神社本殿

真殿(第2層)基吉

八幡神社境内社若宮神社本殿

御嶽山 明治二

円教寺義法堂(乙天社)

長原 水保二

高良神社本殿 同 文龜二

同 (若天社)

同 同 同

天神社本殿 同 桃山

一乗寺弁天堂

同 同

三仏寺納経堂 同 猿取

同 義法堂

同 同

熊野神社本殿 岩山

宝来山神社本殿(西ほ)

如意山 麻衣一九

石城神社本殿 山口 文龜元

白岩丹生神社本殿(二種)

同 水保三

鳴無神社本殿 猿取

眞知 健貴

同

同

同

眞知 健貴

これで気がつくことは、近畿を除くと、山梨県に多いことで、長野がこれにつぐ。とくに、山

梨では一六棟中の五棟が春日造りであるから、その密度が高い。このような春日造りの分布が、なにに起因しているかは明らかにされていないが、研究を要する問題である。長野県のものは、重要文化財指定のものでみると、すべて北にかたよっている。そこにこの佐久の一例をおいてみると、山梨との間の連絡点のようになり、興味が深い。



第4図 白山社社殿向拝詳細

仏岩の石造宝篋印塔

(日本第一の高さ) 所在の場所 小県郡長門町大字大門(主張) 交 通 信越線大屋駅下車電車・バス

この塔は、仏岩と呼ばれる高い岩の上に立つてゐる。現在相輪および耳を欠いてゐるが、その一部は村に保存されている。全体の比例からいえば、関西系統のものに近いが、基礎や塔身に輪郭をついているのは関東風である。しかし、反花や格狭間ではなく、宝篋印塔として、古い形式に属する。笠の四辺が上で開いているのは珍しい形式である。

塔身には、四方に四仏の種子を彫り、基礎と笠の周囲には輪郭をとり、宝鏡印陀羅尼を梵字で彫っている。この点は他にあまり例のないものである。

基壇に「応長第一之唐南呂上句云々」の銘があり、この石塔が応長元年一八月に造られたことがわかる（信濃史料にこれを十月としたのはなかなかの間違いであろう）。銘文は、非常に読みずらいので、信濃史料によつて掲げる。

(唐題)

応長第一之唐南呂上句

□□弟子□□菩薩□□

妙法□□人生□□滅罪□□

出離生死須滅苦提公果

円滿乃至法界平等利益□

□印□石塔婆一基所□

造立供養如件 敬白

(西門)

肥前太守成阿秀院□

(西門)

息女井日光華宮□

(東門)

近江禪閣□善生□

ここに記された「肥前太守」「息女井日光華宮」「近江禪閣」がだれをさすのか不明である。これらがわからると、この石塔の造立に関する事情が明らかになることもあるうと、種々文献に当つたが、その姓名を確めうるに至らなかつた。ただ、多少の手がかりになろうかと思われることがあるので、それを記しておこう。

第一に「肥後太守成阿弥陀□□」とあることから、この肥前太守がおそらくは淨土教に帰依した人であろうと推察される。鎌倉時代から南北朝にかけての阿弥陀仏号が時宗関係者に多いことは、赤松俊秀氏や水上一久氏が論じられたところで、そのうちで注目すべきは「一遍聖絵(六条絵起)」に出てくる「徳大寺の候人、肥前前司貞泰」である。かれが、成阿と称したかどうかはわからぬが、これでみたらわかるかもしれない。年代からいつても、

正安元年(九九二)の奥書のある同書に、今も貞泰が上人の墨花を所持している、と記しているから年代的にも符合する。もつとも、応長元年にちはもちろん肥前守ではないが、その供養のためなら、「肥前太守」と記しても不つこうないから、この銘文の人として有力な候補であろう。ただ、その姓は、尊卑分脈でみても、はつきりわからない。

「日光峯宮」については、全く手がかりがない。「峯宮」という読みはたして正しいのであるか。どうもそう読めないように見えるが。

「禪閣」は、本来の字義からいえば、太閤の出家した人をさすのであるが、南北朝ころの禪僧の詔録を見ると、その他の人にも多く用いている。石塔の銘でも、永和五年に上杉安房守憲方の逆修作著のために建てられた鎌倉西方寺跡の宝篋印塔には「為房州禪閣」の字がある。したがって、この「近江禪閣」も近江守などだった人をさすのである。鎌倉後期の「近江守」についても何人かの名前はあげられるし、その親族に「肥前守」のあるものもあるが、適確にこの人をさしたと定める人はまだ管見に入らない。



第5図 仏塔の宝篋印塔全形 まだ、相輪がついている。(肥玉司藤武氏提供)

上田城

(國史第314番)

所在の場所 上田市大手上田字上田
交 通 信越線・上田駅下車

南 檜
北 檜
西 檜

上田城は、真田氏が築いた城である。慶長五年（1600）には、真田昌幸がここに
据り、徳川秀忠の大軍を寡兵よくささえ、世の称賛をえたゆいしょある城で
ある。真田氏は元和八年（1622）松代に転じ、仙石忠政がここに城主となつた。さ
らに、仙石氏は宝永三年（1706）但馬出石城に移り、そのあとに松平忠周が入部し
た。以後松平氏の居城として明治維新に至つてゐる。

築城の経緯については、つまびらかでないが、真田氏の築城後、仙石氏によ
つて改修されたと伝えられている。上田市史によれば、寛永三年（1626）仙石忠政
は、居城の修築を行なつたが、完成しないうちに死んだので、工事は中止され
たとしている。また、寛延の届書には、櫓七つ（おのおの五間に四間、一層造り）
が記されており、天守はない。現在の櫓は、そのうちの三つで、おそらく寛永
に建てられたものである。

上田城



第6図 上田城西櫓内部組物



第7図 西櫓(1961年撮影)



第8図 南櫓(1961年撮影)



第9図 北櫓(1961年撮影)

現在の三棟の櫓は、西櫓を除き、他は明治八年に払下げられ、上田市内に移されて遊郭に用いられていたが、昭和一九年に市で購入し、旧城内に移築したものである。位置はもとのところではない。

三棟とも桁行五間、梁間四間の二重櫓で、上下層とも下を羽目板^{はめいた}、それ以上を塗籠^{ぬりろう}とし、入母屋造り、本瓦葺の屋根をせている。二階は約半間内方に入れ、梁上におかれた土台に柱を立てている。したがつて、二階の柱は通し柱とはならない。桁行中央に梁をかけ、梁行には各柱ごとに、桁行方向の梁に乗せて梁をかけ、上へ和小屋^{わちや}を組む。一階ではこの梁上に根太^{ねだい}をおいて床を張るが、隅では隅行・桁行に短い梁を設け、隅行のと梁行の梁に鼻栓^{はなさだ}でとめている。妻に入口、その他に窓を設けているが、現在は内部を博物館に使用しているので、これらの旧状は明らかでない。なお、小屋組は新しいうが、軸部は移建にもかかわらず旧材を比較的よく残している。遺物の年次を確める文献史料はまだ発見されていないが、柱に残るちよくな仕上げの跡からみて、丸刃^{まるのこ}のちようなが使われており、また、寛永以後新築の記録は見えないから、寛永を下るものではなかろう。

長野県には松本城があるが、城郭建築の遺構は少ない。ここに三棟もの櫓を残すことは、貴重である。



第10図 上田城跡本丸全景 向て左が西櫓、右の手前が南櫓、そのうしろが北櫓である。



第11図 木造阿弥陀如来坐像側面

木造阿弥陀如来坐像 (昭和第6・9年頃)
所在の場所 佐久市大字岩村田 西念寺境内
交道 小海坂岩村田駅下車

法量は、像高一三〇・二九メートル(四尺三寸)、頭額五〇・二九八メートル(一尺六寸六分)、胸幅一五・一四九メートル(八寸三分)、面奥三三・三三メートル(一尺一寸)、臂張り八九・八二メートル(二尺九寸四分)、腰高一九・六九五メートル(六寸五分)、膝張り一一六・〇四九メートル(三尺八寸三分)、膝奥六七・五六九メートル(二尺二寸三分)である。形状は、三道を刻み、衲衣を着け、定印をくみ、右足を外に結跏趺坐している。品質構造は、ヒノキ材、寄木造り、漆箔、螺髮彫出である。像底の貼板に「永保六年卯月朔日、願主生延社安住、相運社円督」の修理銘がある。

定印の阿弥陀坐像である。螺髮は切り付けで、その粒もそろつている。切れ長の両眼を伏目につくつた面相は、いかにもおだやかである。衣文も薄手に、整った形制を示している。像の構造表現のすべてが藤原末期いわゆる定期様をうけた菩薩像の一典型を示している。

この像とほぼ制作年代、様式を同じくするものに、たとえば牛伏寺の東迦如来・藥師如来坐像がある。さらに、それをわずかに降つて、中禅寺義簡如来坐像(いずれも重要文化財)がある。西念寺像は、それらに比して一層温

雅な藤原風を示すものである。しかも、半丈六をこえる像高をもち、県下の藤原時代以来保中でも注目される作例である。修理跡に明らかのように、中世承暦六年(1365)に再興修理された。現在の説話は、おそらくこの際のものであろう。両手先なども造像時のものである。膝前などに多少の磨損が認められるほかは、保存も良好である。

木造伝觀音菩薩立像

(昭和第7年照) 所在の場所 長野市大字安茂里 正覚院境内
交 通 信越線長野駅下車 バス

法量は、像高一八一・一九四(五尺九寸八分)、頭と顎二五・七五五(八寸五分)。化仏を除く、髪飾と顎一六・九六八(五寸六分)、面幅一六・〇五九(五寸三分)、面奥一九・九九八(六寸六分)、肘張り四五・四五(一尺五寸)である。形状は、高聳、二臂、条帛をかけ、裳(折返)をつけて立つ。品質構造は、一木造り、内側、背板矧付け、両肩、肘、手首矧、足先矧付け(両肩より先補)とする。

頭、体部を含めて一木彫成とし、背面から完全に内側をほどこして背板を当てる構造である。両肩より先是、近ごろ矧付け、後補したもので、この修理前は四臂の形をとつていた。構造の古式なのに応じて、像容にも古風がみとめられる。一木彫成像らしく、体躯は重厚で、肩張り、胸部も厚い。これに、腰を引き詰めた体ぼうは、なかなかどうどうとして張りがある。松代清水寺千手觀音像などの古例に似た趣があり、製作もこれとへだたつていなない。藤原初期のものと思われる。北信における古仏像群の一つとして、注目される作例である。作城もすぐれている。とくに、前方を直視する雄伟の面相は、県内の仏像の中でも、まことに充実した張りを示して、賞してよいものである。

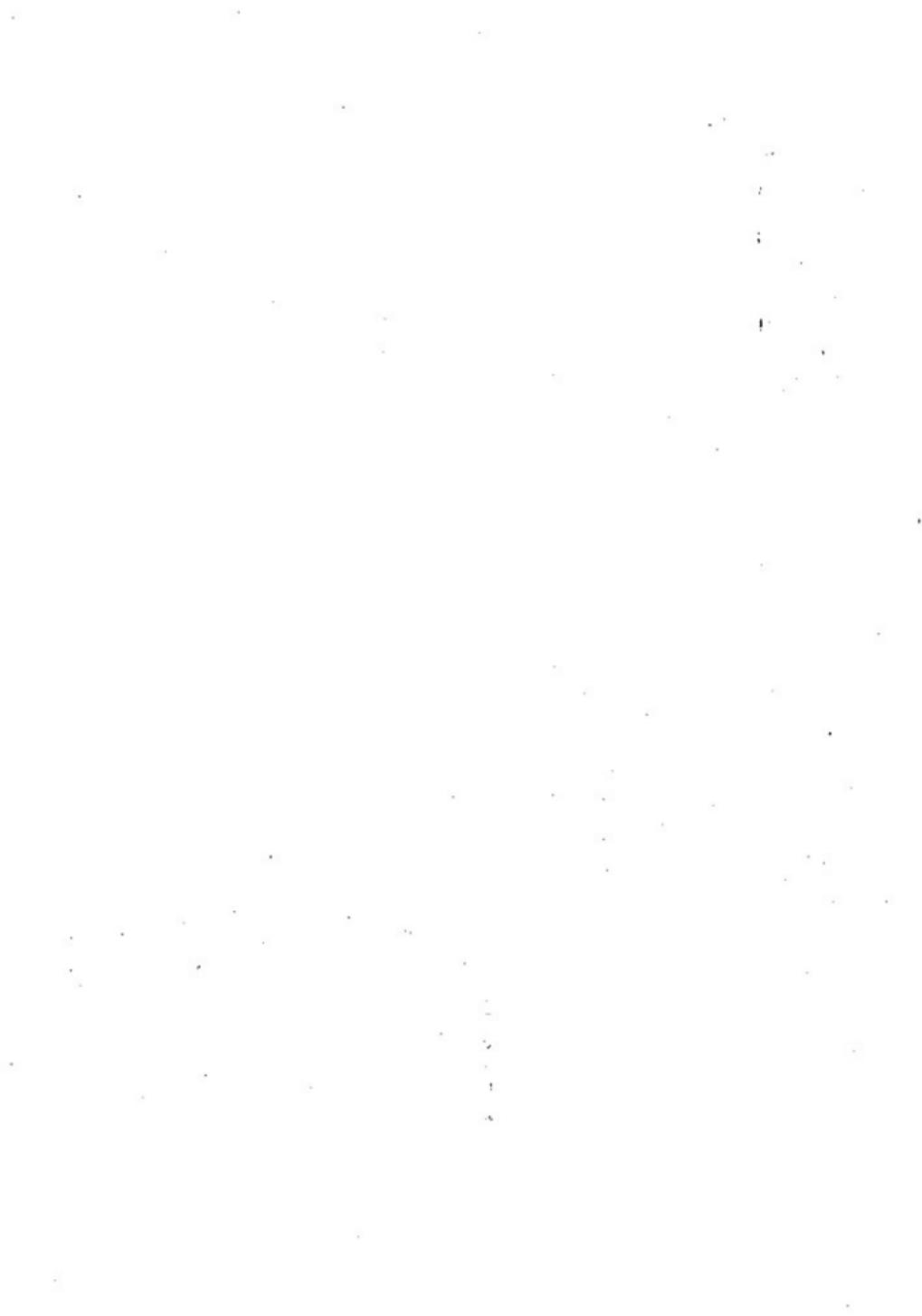


第12回 木造伝觀音菩薩立像全影

長
野
県
史
跡



第13圖 縣史跡標識・説明板



旧高遠藩
藩 学 進 德 館

(昭和第10年12月神奈川県重複)
所在地 上伊那郡高遠町字郭内町
交通 板田線伊那市駅下車バス

進徳館は、旧高遠藩の藩学で、高遠城跡内にある。もと、八棟造りの「茅葺・平屋」であったが、現在のこつている建物は、前通り一棟と玄関および表門とである。前通り西の一棟は講堂とも称すべき主要な建物(間口六間、奥行五間半)で、旧進徳館の聖廟・統裁詰所・学監詰所・教授方師範詰所・教場・生徒控所を含んでいる。前通り東の一棟(間口七間、奥行三間)は、旧進徳館の生徒控所・中庭を含む建物である。この前通りの二棟は、旧位置にあるが、明治七年一二月以後、小学校として使用されたため、内外に手入れが施され、間取りなども大分変更されている。玄関(間口二間、奥行七尺)は、もとのままに現存している。正面虹梁上には幕版を置き、額魚は欠け損じたが、棟上には藩主内藤家の定紋「左十字」を刻んだ鬼板がのつている。玄関左側の瓦葺になつてある差接(間半に四尺)は、昇降口として後に附加したものである。表門は、入口の正面石階上に建つ瓦葺の二脚門で、もとのままのこつていてある。この建物は門扉の八双金具の様式その他よりみて、元禄年間に建てられたものと推定されている。進徳館の閉鎖後、取り扱われたものは、筆学所(教授方詰所)一棟、教授方詰所・文庫司詰所を含む一棟、小使詰所・定番詰所を含む一棟、寄宿寮一棟に、それに北方のがけ際にあつた槍術・劍術・軍学・やわら道場を含む一棟であった。なお、現在進徳館後方にあら瓦葺平屋二棟の建造物は、明治末年に造られた内藤家の別邸であった(今は高遠町の所有となつてゐる)。その他、西方に瓦葺の土蔵一棟と、それには附属する物置とがある。これも、内藤家別邸のものであつた(今は高



第14図 進徳館表門

造物の所有である)。

現在、進徳館に所蔵される遺物としては、聖像・額面・蔵書等があげられる。講堂内の聖廟正面の壇上には、孔子像を中心に、右に孟子・曾子、左に顔子・子思の像が安置されている。これら諸像のうち孔子像は、中村元起が、江戸湯島の聖廟に贈りて、みずからその像を書き、上伊那郡辰野村の北原伝十に一木造りに彫刻させて、安政二年五月館内に安置したものである。その他は、その後地方有志者により寄進されたものであつて、いずれも寄木造りである。また、玄関奥の堀間に掲げてある高額(五寸八分)はケヤキ材で、林学系の筆になる「進徳館」の文字が彫刻され、文字には金彩が施されている。もと、進徳館にあつた蔵書は、現在、高遠進徳図書館に約二〇余部・二、一〇〇冊、信州大学教育学部に約二一〇部・三、〇〇〇冊、松本市開智学校(不明)に所蔵されている。これらは、高遠藩主と高遠文庫から

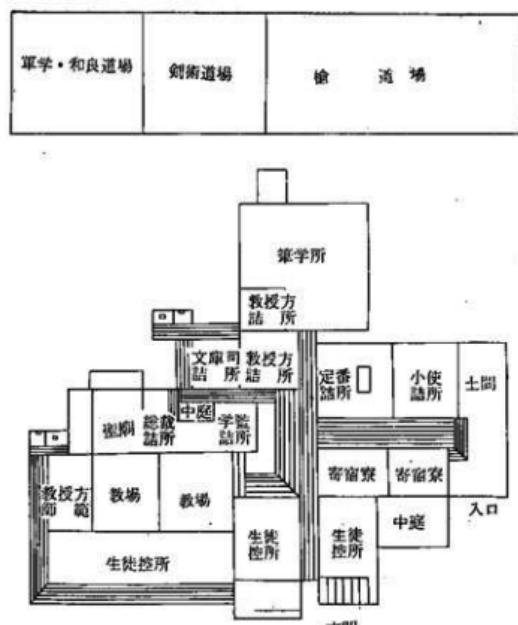
進徳館に寄贈されたものである。明治元年六月四月の調査によると九七八部・七、一〇〇余冊に及んでいた。

高遠藩の学風は、原本天山の学統をついだ中村元恒が

その卓越した識見をもつて講學に当つたので、面目を一新した。また、元恒の私塾も栄えた。こうして多くの人

材を出した。しかし、かれの唱えた政策が不評をかい、ついにかれは、藩の教授の地位を追われて流謫の身とな

り、さらに家業をも禁止されるに至り、配所で死んだ。



第15図 進徳館平面図(草木 章印162号)(上伊那郡史による)。

元恒の子元起は、藩の衰退をなげき、決心して江戸に出て、学派の異なる大学頭林復者の門に学び、多くの学者と交つて学識を高め、昌平校の学頭にあがられた。当時

高遠では、文武ともに盛んになつてゐたが、学者・武術家

はおののおの門を張つて統一なく、藩学の制度も校舎もなかつた。藩学の復興を熱望していた元起は、復舊の助言をもつて藩主内藤頼直に働きかけ、ついに藩侯を勧かし、万延元年（一八六〇）三月、進徳館の創設をみることができた。藩侯は、先づ郭内三の丸住居の内藤某等を他へ移らせ、その邸宅を文武場となし、これを林大學頭の命名で進徳館と称した。そして家老岡野小平治を文武總裁、中村元起・源暨翠成を文学師範、その他筆字・書術・馬術・槍術・鉄術・砲術・軍字・体術の師範が任せられ、後には洋字所も設けられ、組織の整つた藩学校が創立された。進徳館は、比較的おくれて開設されたのであるが、教授にその人をえて、進歩的な組織ある教育を行なつたため、多くの俊材を生み、ことに教育界に中堅人物を輩出して異彩を放つた。

信濃一藩の藩学は、開領後その多くは建物は取り払われ、遺物も散逸している。今日遺構を存するものは上田の明倫堂、松代の文武学校と、この進徳館の三つに過ぎない。しかも進徳館は、前記のように、主要な遺構・遺品をのこし、当時の文教の跡を如実に伝えている。この史跡の保存すべきものとして、別記の地域のほか、建造物・遺品があげられる。指定地域内にある建造物のうち、旧進徳館の前通り東西二棟と玄関おより表門とが主要なるものである。遺品としては、聖像五軒と「進徳館」の額面があげられる。

なお、関係文献としては、内藤家史（前記）、高遠藩学と中村家（前記）、進徳館（前記）と並んで、上伊那郡史等がある。

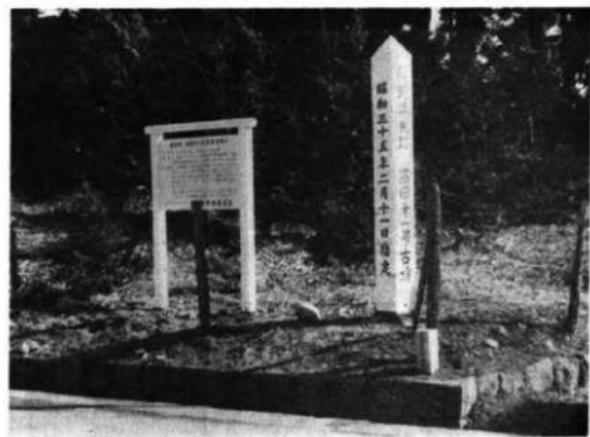
高岡第一号古墳

（位置第13・15・附位置第15番地周辺）

所在地 飯田市應光寺高岡
交通 飯田線元應光寺駅下車

この古墳は、天竜川の左岸、第三段丘のゆるい斜面上の、方四〇㍍の範囲内に密集する高岡古墳群の中心に位置する。ここは、飯田線元應光寺駅の北東五〇㍍に当つており、国道名塩線に接し、こんもりと茂つたヒノキ・スギにおおわれている。高岡古墳群は、かつて大小四三基の高塚からなつており、明治一四、五年ころまでは、この地帯一面にひろがつた雜木林の中に点在しておつたが、その後の開墾に伴い、道筋が開け、人家が建つなどしてその大半がいん波し、今日残存するものわずかに一〇基に過ぎないという。

高岡第一号墳は、高岡古墳群の中心に位置するばかりでなく、群中唯一の前方後円墳であり、規模もまた最大である点からみても、同群の



第16図 高岡第一号古墳の標識・説明版

主座を占めるものとしてよい。墳丘の主軸は、ほぼ東西方向をさし、北へ七度を示している。後円部を東に、前方部を西におく。後円部の南西部に、墳丘の規模に比して小形な横口式石室が開口している。したがつて本墳主軸は、ゆるい斜面の傾斜方向に対しておよそ直角をなし、石室がその低い方に向けて開口している。から、その正面は、西南方にあることとなる。墳丘の全長は東西に七二尺、後円部の径は東西で四一九尺。前方部の長さは約四〇尺、同幅は四〇尺である。すなわち後円部の径、前方部の長さおよび幅が、それぞれ四〇尺前後という比率で造営されている。これは、前方後円墳盛期の典型的な形を示しているものである。

高さは、現在後円部で五・五尺。前方部で八尺あり、後者か二・五尺高いが、これは、後円部頂上を平らに削つて高岡神社を建てたためであり、原形は、おそらく後円部が前方部と等高、あるいはそれをしのぐ高さであったと推測される。ちなみに、後円部頂上にまつられた高岡神社は裏面し、その方向に石階が設けられている。ところで、このように前方部の高さが後円部の高さにひつてきる形は、前方後円墳の最盛期にみられるものである。しかもこの古墳は、前方部の頂の平坦面が少なく、いわゆる馬背状である。これは、前方部本来の意義を喪失している。たゞらに墳丘の壮大を誇る施設と化したためとみられる。こういった傾向もまた、上記の平面形の示すところと相まって、最盛期の制を襲うものと云えるだろ

う。墳丘は、全表面にわたって葺石でおおわれていたようである。ことに前方部では、現地表面を二〇パーセントもはげば見ることができるだろ。斜面には、露出散乱した部分も認められる。もつとも露出するものの多くは、本来の葺石ではない。元のものは、石垣その他に利用するため採取されたが、後に墳丘の原形の崩れるのを防ぐために、改めて新しい石で葺いた部分もある。元からの葺石は、径六・五尺から一八・五尺くらいまでの河石であり、その石質から判断して天竜川のものではなく、手近かな大島川から運ばれたものであらうという。墳丘の現在の傾斜は、その高さに比較すれば、いささか急過ぎるようである。これは、自然流失がはなはだしいためにこうなったのか、それとも、

葺石を除去したために、急速に土砂が流失した結果こうなったのかはつきりしない。この問題は、元からの葺石面を調査すれば明らかにならう。なおこの古墳は、後築せられた形跡をとどめている。

この古墳は、ほとんど平坦なところに築かれており、底面積大約一八〇〇平方尺、平均の高さ七尺前後といふ膨大なものである。したがつて、築造に要する土砂の量は、莫大なものであるから、手近かに求めるには、墳丘敷地の四周に掘を掘つて、掘土を積むのが最も便宜である。巨大な前方後円墳や円墳で、平坦地に築造されたもの多くが、その周縁に周溝を伴うのは、墓域を画定し、像容を添えるという意図もさることながら、土盛りに必要な土砂を探るという土木技術に、関連があると解すべきであらう。ところで、この古墳の現状からは、周溝のあつたという形跡は認められない。里老の伝えるところによれば、往時この古墳のまわりには、水をたたえた濠がめぐつていたといふ。それが跡も形なくなつたのは、おそらく、正徳年間この辺一帯を襲つた大押出しによつて埋没したためではなかろうかといふ説明も聞かれるのである。

墳丘の各所で、埴輪の細片を見ることがあるので、かつてこの古墳が、埴輪で表わされておつたことが容易に推測できる。大正六年のことである。石室の位置から南西へ三三五尺、墳丘の裾から一二五尺離れた場所に井戸を開いたことがあったが、その際に、地表下約二尺のところから埴輪の破片が多数発見された。円筒のはかに、土偶・馬・家棟など形像埴輪も含まれていた。その後も、各所で円筒や形像埴輪が発見されている。ところで、墳丘のスッカラ二尺も離れ、しかも、地表下二尺の深さに多数埋没したという事実は、周溝の外堀に配置されただものがそのまま埋まつた、それをさらに、正徳の押出しが深く埋めたと解釈するか、または墳丘に直接して樹てられたものが流れこない位置にとどまつたとでも解釈するか、この二つの解釈以外に説明することができない。もし、前者をとれば周溝の幅は一〇尺と判断されるが、後者をとれば墳丘のそがおよそ二尺は埋まつてゐるとしなければならない。それはともかく、現在のところ埴輪配列の様態は不明である。しかし、人物・馬・家などの形像埴輪のかなりの個体数が、墳丘の南側のいづこかに配蔵されていたこと、また、円筒が墳丘をめぐつていたことだけは推測される。こういつた例は、長野県下では余り多く知られていない。

後円部の西南部に、横口式の石室がある。この石室は、墳丘の中段、南の平坦地面からおよそ二尺の高さに設けられてあつて、西南に向つて口を開いている。後進部は完全に破壊されたが、長方形の玄室の大部を残している。現状では、奥行五・三五尺、幅員底で一・七五メートル、高さ二尺である。両側壁および奥壁には、巨石を立て並べてあり、それと天井の間に、中形の石を、下の腰石より内方に突出させている。また、各石のすき間に小形の石をつめて壁面を強化している。両側から内方へ突出した上石に、五枚の大板石が天井としてか

けである。これらの大小の石材は、おおむね花崗岩である。もと、裏面は、赤く塗つてあつたらじく、部分的にそのこん跡が認められる。石室の主軸は、南三九度西の方向をとつており、その奥壁は、後円部中心よりはるかに西南にかたよっている。羨道部の構造は、以前から不明であつたらし。

この古墳はいつのころかに発掘され、ここから発見されたと伝えられる遺物の類が、諸家に分散のうえ保存されている。しかし、それらのことごとくがここから出土したものか、また、そうだとすればこれが全部であるか、さらにどういうふうに配置されていたか、今日では全く知る方法がない。ところで、ここで発見されたという遺物の類は、だいたい次のようない物である。

(袋身具) 金鏡・土製勾玉・曾玉二・切子玉五・小玉三

(馬具) 杏葉残欠・社金具・馬具残欠

(土器) 土陶器破片三・須恵器破片一

以上のように、高岡第一号古墳は、下伊那郡下の幾つかの古墳群中重要な位置を占めると思われる高岡古墳群の主座を占めるものであり、また、石室は前方が破壊されたが、墳丘とともに比較的よく旧態をとどめている。

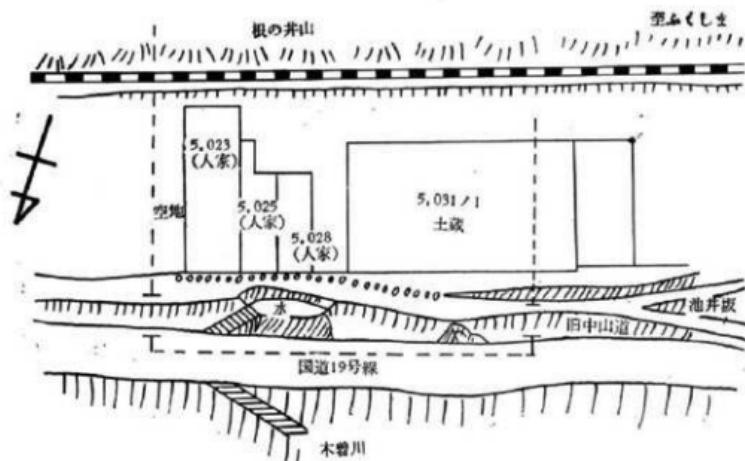
木曽福島関跡

(國寶第16-17、附御第五要參照)

所在地 西筑摩郡福島町手関町
交通 中央線木曽福島駅下車

木曽福島関跡の所在地である福島町は、木曽川にそつた東北と西南の長い峡谷に立地している。ここは、尾張藩の木曾代官で、福島関所の守備を兼ねていた山村氏の居館を中心とした屋敷町^今と、中山道の宿駅であつた上町・下町、それに附隨した上段八沢町とからなる宿場町として発達したところである。古代からの飛驒街道との分岐点に当つた。

関所跡は、町の最東端の上町から八〇段の急な坂をのぼりつめたところにある。現在は、国鉄中央本線と国道一九号線とにさまれている。ここは、前面は国道をへだてて、ただちに木曽川の断がいにのぞみ、背後は鉄道線路をへだてて関山(根の井山ともいう)が迫つている。その間は、わずかに幅四〇步たらずの平地である。また、対岸も同様に城山が木曽川まで迫つている。このようにここは、木曽川流域中、両岸の最も狭くなつてゐる個所である。この地は、木曽谷のはば中央に當つてゐるとともに江戸と京都との中間(関所から江戸日本橋まで六八



第17図 木曾福島関跡附近見取図(1:1000)

里二町余といわれた)でもあつて、東西交通の要衝として、関所をおくには最も適した場所であつた。現在、関所の跡はほとんど認めえない。わずかに、上町から西門跡にいたる間の旧中山道の急な坂地の一部と、東門外三八二尺・西門外一〇九尺の引路に植えられてあつたというヒノキ・ケヤキの並木枯損木と切株の残こんどがあるほか、旧敷地内の並び石の一部が、当時の原形をとどめているだけである。関所の原形は、現存する福島関所図・現存する唯一の国面で、年代ははつきりしないが、寛文年間ころのものと思われる」と、福島関所絵図(木曾街道屏風絵の部分で、前記国面とだいたい合致することから、これも同年代のものと推考されるとよつて、ほぼ想像復原することができる。関所の規模について、福島関所図は次ぎのように記している。

一御闕所敷地 武拾五間三尺
一敷地 自是大道北の橋迄 捨六間 一括門外に植七間五尺、その先遞駒寄 四間四尺

一御闕所 五間、五間 一南側根の井山迄東門のつづき、橋を三拾九間
一下番所 三間、六間



第18図 木曾福島関跡 民衆の前にある並石は、関所の番所前に並べられていたもの。前の道は旧中山道。左下部は国道19号線。その左下を木曾川が流れている。



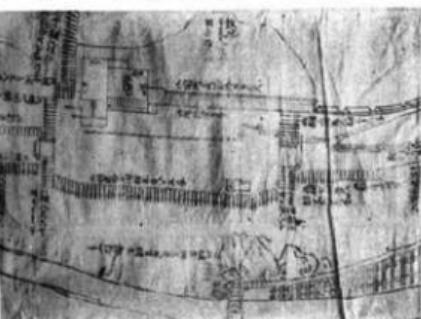
第19図 本曾福島閑所館図(角間良兵衛氏(市藏)寛文年間のもと推定される。)

た。また、この敷地の西方五四間三尺にわたり、西門よりただちに急な油井坂となつてゐる。門外には七間五尺の柵が設けられていた。その先が駒寄であつて、下乗の場所とされていたのである。さらに、東門外にも同様に柵を設け、その先五間一尺五寸が駒寄となつていて、敷地のまわりは、南方、根の井山麓、上番所につづいた西側に一四間の柵を設け、北はかけの頭にそい、また東西両門をはさんで、三方は嚴重に柵をめぐらしていた。また、南側は、東門から根の井山へかけて三九間四尺(文政三年、九六間に延長)の柵をめぐらし、回り道をいや断してい

る。敷地内には、池井坂の頭に幅二間の西門を構え、ここから東門へ一直線に幅約三間の道路が設けてあつた。東門から三、四間をへだてて番所が建てられていた。「御閑所」というのは、上番所ともい、ここには、山村氏の給人格以上のものが、上番として二人ずつ交代で勤務していた。また、その東側に下番所があつて、ここには、足軽級の下番四人が詰めていた。上番所の西側は湯呑所で、勝手と称した。さらには、西門内の建物は番小屋で、夜番の詰めるところであつた。番所の前庭は、道路にいたるまで、一面に栗石が敷きつめられてあつた。他の記録によると、東・西両門は、ケヤキ造りで、高さは騎馬の通行にさしつかえのない狭門であつたという。東門は、閑所創設と同時に建てられたが、西門は、寛文八年、東門が風害のため損壊し、建て直したときに新設されたとのことである。

現在閑所の跡は、大部分が吉村勇七氏の味噌製造場と土蔵となつてゐるが、その北辺に近い東・西両門のあつた附近は、道路となつていて、当時の面影をわずかながらしのぶことができる。

福島閑所の創設された年時は明らかでないが、中山道の開かれた慶長七年をあまりくだらないころのことと考えられる。その重要な守備として、東海道の箱根・荒居、中山道の碓氷とともに、当時「天下の四大閑所」と称されていたものである。当初から山村氏が代々その守備



第20図 福島閑所館図(生駒巣七氏(市藏)寛文年間のもと推定される。)

に任し、明治二年一月六日までその機能を果してきた。この関所は、各港場等にみられる番所の類とは機能をまったく異にし、とくに「女改め」と「鉄砲改め」とて重点がおかれていた。中山道が東海道とともに、當時、江戸と京都、ないし関西地方との結ぶ最も重要な幹線道であつた事実、しかも、「女改め」手形の本紙は、この関所においてとどめ、ことに下りのものについては、この関所から碓氷関所へ留め、手形を發行するとされていた事実などは、この関所が徳川幕府による交通政策上、いかに重要視されていたかをうかがうにたるものであらう。

現在、関跡は、廢闢後、その敷地が民有地となり、民家・倉庫等が建てられ、また、明治一七年の國道改修によつて、敷地前面の旧中山道の一部が削りとられ、さらに、明治四三年の中央西線の開通によつて、裏側も削りとられるなど、その原形の大部分を失つてしまつたのである。すでに述べたように、わずかにその当時の面影をとどめているに過ぎない現状であるから、その原形保存については、十分に、その保存方法を構じてゆくべきものと考える。

関係文献としては、家高荒治郎著「木曾福島閑所」、「木曾福島町史」^上、木曾福島閑所図^{氏生助監修}、福島閑所絵圖^{田代吉良}、福島閑所圖^{田代吉良}がある。

埴原牧跡

原 牧 跡

所在地 松本市大字中山
交通 中央線松本駅下車バス

原牧跡は、松本市大字中山の南・北植原一帯の地域にわたつてゐる。その規模の全ぼうは、他の官牧におけると同様に、これを明確にしする史料を欠くため定かにしがたいが、その地型・地字・伝承その他による歴史的総合考察によつて、牧司庁は北植原部落の町村地籍に、現
葉庁は南植原部落の千石地籍に、牧人らの住居地と聚落場とは同部落の古屋敷・千石両地籍に、放牧場は両地籍の東部に連接する地域と牧の内地籍、さらに背後の宮入山・前鉢伏山の山頂山腹にわたり存在していたものと推考することができる。古屋敷・千石両地籍につづく放牧地域は、各番跡によつて四の区域に分かれていた跡がほほ推定されるが、とくに両地籍の聚落跡は、比較的その形をよくとどめている。

增課收財



第21図 古原牧古屋敷廻場跡西方より第3・第4・第5段を望む。

古屋敷地蔵の廻場跡は、西方に傾斜した東西約一七〇㍍、南北三六㍍一二六㍍の階段状平地で、六段となつており、中央に四・六・八・二㍍の幅とも道路とも覺しき溝を通じ、南北にこれを三分している。その北半のものを下段から數えると、第一段は西辺三六・四㍍、東辺三八・二㍍、南辺三九㍍、北辺五四・六㍍、第二段は一・八㍍上がつて、東辺四二㍍、南辺三八・二㍍、北辺三二㍍、第三段は一・二㍍上がつて、東辺四七・三㍍、南辺三・六㍍、北辺二〇㍍、第四段は一・五㍍上がつて、東辺三九㍍、南北辺各三五・五㍍で、その東北隅に南北七・三㍍、東西五・五㍍、高さ一㍍の小高くしたところが見られる。第五段は一・二㍍上がつて、東辺三六・四㍍、南辺二三・六㍍、北辺二七・三㍍、最後の第六段は一㍍上がつて、東辺二七・三㍍、南辺三七・三㍍、北辺二九・一㍍で、その東北寄りのところが方二・八㍍にわたり、一・四㍍ほど小さくしてある。総じて各段とも、南北に長い長方形をなしており、上段にいたるほど、その面積は小さくなつていて、また、第五・第六段の南縁には、高さ一㍍、幅一・七㍍ほどの土層が残存しているが、もとは第一段まで及んでいたものと思われる。なお、北側には、第三段から第六段まで幅一・七㍍の掘らしきのが通じており、とくに第六段のところでは、その幅が一二・七㍍に広げられ、その小高くなつてゐる個所からは、一・七㍍も低めて、他から見えぬようにしてある。現在、これらの地域はすべて畠となつてゐるが、そのあぜと凹地等、遺型の保存を必要とする個所は、昭和二五年八月、国の仮史跡に指定された際、解放せず、松本市长がこれを保管している。北半地域の構築が上記のように複雑で、種々の工作が加えられてゐるのに反し、南半地域はきわめて単純で、同様に六段を数えるが、その性格は全然異なつてゐる。四辺の状況や他牧の遺例等より推して、その北半地域は、冬季牧馬を廻す追込み厩舎が設けられていた個所であり、南半地域ならびに現在古屋敷部落のある個所は、牧人らの住居地とみた。また、第六段北方の一段低くなつてゐる個所は、当時の交尾場のあとかと考える。

千石地蔵の廻場跡は、現在の千石部落の南方につづいて残つております。古屋敷のそれと似ているが、広さはやや大きい。西方に傾斜した南北六三・六㍍一〇〇㍍、東西一八一・八㍍を階段状に平地としたもので、同様に六段となつてゐる。ここでは、中央より南側に掘が設けられてある。その跡は、上部ではいまなお、幅一〇㍍、深さ二・一㍍を測りうるが、第四段のあたりから一条にわかれた二重堀とな



第22回 埼原牧千石塹飼場南側垣跡

つており、その南側のものは、幅七・三尺、深さ一・八尺、北側のものは、幅五・五尺、深さ一・二尺を示している。この二重堀は、現在、第一段の南側で終っているが、その微地形から見て、当初は、第一段の西邊を北へまわつていたことが想像される。この階段地形のうち、北半が繫飼場で、第一段は西辺五・二・七尺、東辺五六・四尺、南辺三〇・九尺、北辺三六・四尺、第二段は一尺上がつて、東辺四七・三尺、南辺二七・三尺、北辺三〇・九尺、第三段は一・二尺上がつて、東辺四九・一尺、南辺二九・一尺、北辺二七・三尺、第四段は一・六尺上がつて、東辺五二・七尺、南辺三一・七尺、北辺二九・一尺、第五段は一・八尺上がつて、東辺四七・三尺、南北辺各一四・六尺、第六段は一二尺上がつて、東辺四〇尺、南辺二七・三尺、北辺三八・二尺となつておらず、東邊に土居が見られる。なお、第六段の北西寄りに南北一三・六尺、東西一六・四尺の長方形の地城が、東方と南方とを高さ一・八尺に及ぶ土居で開つてあり、わずかに西南部が通路としてあけてあるだけである。これは、古屋敷の繫飼場に見られるものと同性質のものらしく、おそらく交尾場であろうと思われる。その南北地域は、幅六・四×三六・四尺の狭長な丘で、人工を加えた形跡は見られない。ここでは、牧人らの住居地は、むしろ繫

飼場の北方に隣る現在の千石部落に求むべきだろう。千石部落は、いわば、古屋敷と千石地籍の繫飼場との中間に位し、その地割・寺跡・遺物等から推して、当時からの居住地であったことは明らかで、同時に、ここに現業所としての「牧寄」があつたものと推考したい。この繫飼場のあつた個所は、現在、畑地となつていて、その道標を指摘しうるあぜ・棚・東方の土居・交尾場等は、さきに国の仮史跡に指定された際解放せず、松本市長において管理することとしてある。

埼原牧は、信濃・甲斐・上野・武藏の四国に限つて八世紀の半ばころから一〇世紀にかけて設けられた勤旨牧（耕牧ともいう）の一つであつて、左馬寮に所属していた。この牧の創設年時は明らかでないが、ほぼ八世紀の中ころではないかと考えられる。その規模はあまり大きくなりが、かえつて、そこに古色がうかがわれる。この牧のことは、延喜式・類聚三代格（延暦十六年六月七日附太政官符・政治要略等に見えていただけで、吾妻鏡が載せてある信濃二八牧中にその名をとどめていないところをみると、当時、すでに退転していたものと思われる。この牧の南側の北内・南内両牧がそのあとを繼いだものと推考したい。

多くの牧にあつては、その跡がほとんどがえないので反し、この牧にあつては、ほぼ指摘することができ、その牧府厅・現薬局繫
飼場・放牧場等の跡とその位置関係とをおよそ明らかにしうるとともに、放牧地帯における野馬除・土居・堀などもかすかに残存しており、
わが国における官牧史研究上、貴重な遺構といふべきである。

由来 官牧は、広大な放牧地帯を併有し、數里をへだてた個所にそのあとを推定しうるものも少なくないので、その全うを光明する」とは、まず不可能といわねばなるまい。したがつて、それらのうち、とくに、その遺構を存している部分だけを明示して、これを保存するのほか途はないといつてよい。しかも、それらの遺構が耕作地とされるに及んでは、いん減の度もはげしいといわねばならないので、その点、急速に保存の方針を講ずる必要がある。

信濃諸牧牧監跡跡は、松本市大字中山字乾田にある。この跡跡は、埴原牧司庁の北方、松本市役所中山出張所^{村役場}の北西にあり、附近一帯に鳥内(とりうち一丁の内)と呼ばれている個所で、ほぼ南北一〇九・一尺、東西二一八・二尺の地域にわたり、地割のあとが見られる。ここには、内くね・くね原・竹原・古畠敷・乾田等の地字があり、その乾田(いぬいだ・戊亥田)地籍から牧監跡の一建物跡と考えられる礫石二個が発見され、なお、附近民家内にも残存礫石あるとのことである。これら礫石は、怪六・六一・二五の石灰閃録岩のもので、そのうち七個は、ほぼ三・三と三・六尺おきに東北と西南に並んでおり、その東北方一二・一尺へたて一個、また、西南方三・六尺に一個、さらに三・六尺おいて一個があり、その東南方七・六尺おいて一個、三・三尺おいて一個残存している。これらを通じてみれば、九間五面の建物跡が相應されるにいたつた。なお、民家に残存している礫石は、異なつた建物のものであろう。この附近からは、過去において、幾個かの礫石が出たといわれており、この九間五面の建物跡がその正面にあたつているものようである。この地域は水田であつたが、さきに仮史跡に指定した際、礫石の出土した附近だけを松本市で買取り、芝地として保管している。

信濃における勤牧の監督は、その創設当初は、因司の所管下にあつたのであるが、おそらく八世紀末ころ、その手を離れて、新たに監牧によつて司掌されることとなつたのである。信・甲・上・武四箇中、まず信濃にこれを置いたのであるが、当時は一員であつたのを、望月牧が独立するに及んで二員となり、天長元年再び一員となり、さらに天安二年に二員となり、一員は信濃における一五牧信濃諸を、一員は望月牧を監督してきたのである。なお、その名称は、当初、信濃監牧といつたのを、天長年間から牧監と改称している。

信濃の監牧厅が当初どこに置かれたかについては、延慶一六年六月七日の太政官符によつて、信濃國監牧に公麻田として、「埴原牧の田六町」を与うとしてあることから、埴原牧の近くに設けられたであることは、動かないところであるが、先年発見された上記の礎石は、その数と大きさにおいて相当大きな建造物跡であることがわかるとともに、附近一帯の地が島の内(庄の内)の呼称をもつている事実、六〇間×一二〇間にわたる長方形の地域に特別の地割のあとが見られることと、他にお礎石が數多くあつたとの伝承、附近に古寺の存在を思われる何らの関係傍証史料のないことなどから、この礎石のある個所を牧監厅跡と推定して、ほぼ誤りないと考える。

以上、埴原牧跡と信濃諸牧牧監厅跡とに關しての文献としては、頬張三代格、延喜式、兼防御符禮之古書、南北埴原村検地帳その他を擧げることができるので、一志茂樹著「古代東山道の研究」、同「官牧考」(卷二)に詳細な論考がある。

多田 加助 宅跡

(昭和21・平成33年春)

所在地 南安曇郡三郷村大字明盛字宮ノ北
交通 大糸線中曾駅下車

多田加助宅跡は、中曾部落の南西端にある。その主要部は多田鴻之氏の宅地ならびに所有水田となつており、その東南隅に濠と土居との一部が現存している。この地域の東側について貞子義民社の社地と多田鴻之・多田実吉両氏の墓地がある。もと、宅跡には、東西五四・五坪、南北六・三・六坪の濠をめぐらしく東に向かつて木戸口をもつていたらしく、その東外側の社地となつてゐる一部には、旧中曾村の郷蔵があつた。この濠は、明治四〇年ころまではほぼ原形をとどめていたが、現存している部分は、幅六坪、深さ一尺を有し、水をたたえている。その内側の土居は、幅八坪、高さ一・五坪で、三本の老松が茂り、多田家の祝殿がある。

多田加助に關係しての確実な文獻はきわめて少なく、騒動直後、松本藩から各庄屋にあてた文書、信府統記、川辺文書、等等のはかは、ほとんど信用のおけるものはない。

多田氏がいつごろからこの地に定着するようになつたかは不明であるが、濠をめぐらしたその宅跡と伝承とから推して、小笠原氏に從つ



第23図 多田加助宅跡附近図(江戸時代末期中壺村図より)

て松本に来り、一有力知行者としてここに土着したものの後ではないかと想察する。寛永一九年、水野氏が松本藩主となつたころの多田氏は、村役人をしている。慶安四年中萱村検地帳によれば、宅跡は、義民加助の先代と推考される同名加助のものとなつており、相当の田畠を所有していたことが知られる。なお、旧中萱村の鎮守であった熊野権現社の祭礼の「おぶりよう」は、ますこの屋敷で勢ぞろいしてわたるとされ、享保六年までづいたとのことである^{多田昌吉著}。普通に、庄屋の加助として知られているが、延宝以後には庄屋職をした形跡は認められない。先代加助まで庄屋職にあつたことから、その家柄ということで、このようにいわれていたものであらう。

といひが、越前大野藩の浪人丸山文左衛門の教導を受け、陽明学を身につけたと伝えられていることによつて、およそその人柄をしのぶことができる。

当時の松本藩主は水野忠直であつたが、そのかこくな藩政と重税とで、農民は苦愁の生活をつづけていた。たまたま、これまで穀五斗俵につき、米二斗五升挽として年貢を納めていたのを、五斗二升俵三斗挽とし、ついに三斗五升挽の暴挙を強行したので、農民の激怒は絶頂に達した。この状勢をみた加助は、「藩内各村の有志」一名とはかつて、貞享三年一〇月、藩の奉行所へ強訴に及んだが、さらに要をえないばかりか、かえつて極策によつてあざむかれた。その非道な处置に奮起した農民らは、城下に押しよせ、容易でない形勢となつた。ついに加助らは捕えられ、加助を中心とした主謀者中八名は磔刑に、その子弟らをも加えた一〇名は獄門にかけるという極刑に処された。後、この事件は、「加助騒動」と称された。

この農民一揆は、村役人層を中心として起されている。また、藩政に抗している点、全國的に江戸時代初期におこつてゐるものとその軌を一にしてゐるが、とくに、加助が旧地頭層に出自をもつ家筋のものであることが注目されよう。義民らの行動は、その規模の大きさで

において、また、農民の生活擁護の名分に立上がり、どうどうと藩に抗議した態度において、当代の農民一揆としては、全國的に最もよく知られているもの一つであり、とくに松本平地方では、貞草義民として地方の人々に追慕され、今日に及んでいる。この事に加わつた人々は相当の数にのぼるが、加助がその中心人物であることから、この場合、加助をその代表者として、その旧宅跡保存の途を講じ、永久に義挙をたたえたい。

ただ、当時の遺構としては、わずかに濠と土居とが現存しているだけであるが、かつて加助の住宅であつた地域、および後代になつてから移された墓地、貞草義民社のあるその木戸口にあたる個所をも一連のものとして保存してゆくことが適当であらう。

附記 村民は、死刑から五〇回忌にある享保二〇年、加助の屋敷内に小祠を建てて加助をまつたが、その後、明治一三年、現墓地(古墓地)に隣り現在の個所に社殿を移し、同三一年、現在の社殿を新築して、同志一名をいつしょにまつた。それ以来、中壇部落でまつりを行ない、今日にいたつている。

上原遺跡

(昭和21年夏至日記録)

所在地 大町市大平字上原
交通 大糸線信濃大町駅下車 バス

上原遺跡は、白沢天狗岳の南のすそ野にあり、南流して高瀬川に注ぐ鹿島川および龍川の一川の間にはさまれた、南東にゆるやかに傾斜する舌状台地上(標高八三〇)にある。昭和一七年、原田義氏がこの地の山林の林道で遺物を発見したのがいとぐちとなり、戦後この山林が開かれれて耕地となる頃、一帯の地から多数の土器や石器が発見されるに及んで、ようやく多くの人々の注目するところとなつた。そこで、同地に上原遺跡調査会が設けられ、昭和二五年から同二七までの間前後三回にわたり、大場繁雄・一志茂樹両博士指導のもとに発掘調査が行なわれた。調査についての詳細な記述や、調査の学術的成果に関する報告書「上原」(昭和二年)に報告されている。

ここでは右の成果をかりて、上原遺跡の重要性に関し、一二三の所見を述べるにとどめたい。まず第一に、上原遺跡の年代的位置が明確である。

上原遺跡



第24図 上原遺跡配石遺構

にされたことである。発掘の結果、七軒に区分される縄文土器破片約一万片が採集され、その型式によつて、この遺跡は、縄文文化前期の終りから中期の初めころまでの間のものであることが明らかになつた。本県には、この時期の遺跡は決して少なくないが、このように組織的に発掘調査したもののはほとんどないといつてよい。したがつて、今後の調査研究の基準とすべき遺跡となつた。しかも、土器とともに発見された石鎌、石錐、石匙、その他の小打製石器、打製石斧、磨製石斧、玉砥石、石皿、滑石製床状耳飾その他も、それぞれ地域的、年代的特色を示しているので、これらの遺物を通じて当時の文化内容を確実に理解することができるようになった。

次に、このような年代的位置を占め、文化的背景をもつ遺跡が、発掘によつて各種の遺構を含むことが明らかになつたことである。すなわち、各所に小さな堅穴が散在し、また、大小の石を寄せた石積、さらに注目すべき配石遺構などがあつた。それら個々の意義、なお不明だとしても、縄文中期初の人々の生活に直結することは疑う余地がない。なかでも、A地区で発見された配石跡は、この遺跡を特色づけるものとみられている。大場博士は慎重調査のうえこの復原を試みた。この復原配石跡は、そのまま露出しており、指定区域の中心となつてゐる。北側にあつた石の集群と、南側にあつた石の集群とは、それぞれ環状石籬に構成され、前者を第一号石籬、後者を第二号石籬と名づけた。これとは別に東西に各一本の石柱があり、東の石柱を東立石、西の石柱を西立石と呼ぶ。これらの石は、柱状であつて細長く、鹿島川の支流矢沢の河床にみるものと同じ安山岩の転石である。その長さは五〇センチメートルであるから個人で運ぶことのできる大きさである。第一号石籬は、中心に一柱を立て、その周間に一一個の石柱が楕円形に並べられてゐる。その長径三・六メートル、短径二・二メートルとなる。中心柱は、ややへんべい的な石で、高さ七五センチメートル、幅四五センチメートル、厚さ二〇センチメートルである。第二号石籬は、第一号の西南端から南北へ一・四メートル離れてゐる。一個の中心柱の周間に、六個の石を立てめぐらせてゐる。これもまた、楕円形であつて、長径一・六メートル、短径一・五メートルであるが、第一号に比べ小規模である。中心柱は、大形でへんべい、長さ七八センチメートル、幅四五センチメートルである。

厚さ二二・七cmである。そして、この両石籠の中心柱の直下には、有機土木と木炭とを含む小坑がある。西立石は、第一号および第二号の石籠のはば中間に立てられてある。第一号の南端から一尺、第二号の北端から一・二尺に位置し、東立石と相対する。その高さは七五・二cmである。また、東立石は、西立石の東五・二五尺に立つてある。その高さは八〇・二cmである。西立石と東立石のはば中間に、石を円形に寄せた石積がある。

この列石跡に關し、大場博士は日本各地の類似遺跡と比較研究を行ない、ここが信仰に關係ある共同祭祀場であると推測した。いづれにしても、この遺構は、これまで発見された同種遺構の分布の南端に当たるとともに、縄文前期末～中期初という最古のものである点からも、はなはだ重要な發見であった。

この遺構は、保存せねばならないが、同時にこの遺構をめぐる住居跡を發見し、あわせて保存するため、保存区域を拡大することも考えられる。

川柳將軍塚古墳

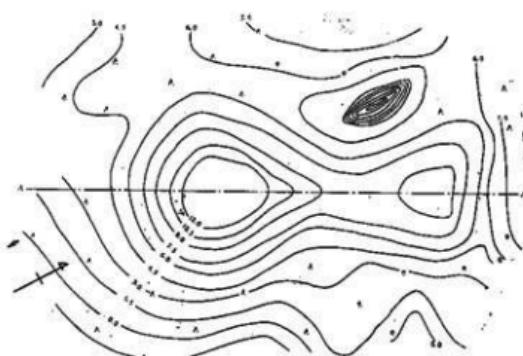
(西原第22-23・財原第58号)

所在地　群馬市大字右川字湯ノ入
交通　信越線群馬井駅下車　バス

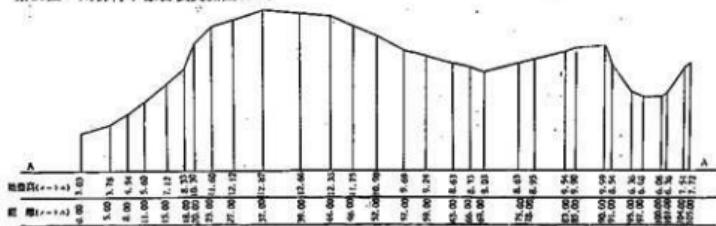
この古墳は、善光寺平の西南部、篠ノ井市下石川(旧東級郡川棚村下石川)背後の山腹、宇オオヒラにある。ここは、標高三六〇尺の下石川部落の水田地帯から、つま先き上がりに四七〇尺ほど登ったところであるから、平らからみておよそ一〇〇尺ほど高いところに位置するわけである。この古墳の北々東なお一尺上がつたところに、前方後円墳とされる鶴塚があり、また、東方やや降つた山の背に円墳数基が並んでいる。



第25図 上原遺跡石積



第26図 川柳将軍塚古墳実測図(平面)



第27図 川柳将軍塚古墳実測図(断面)

この古墳は、自然の地形に従つて南々西から北々東に主軸をおく前方後円墳である。前方部が北東にある。全長約九二・二、後円部の径は四二・七メートル、前方部の長さは五〇メートル、その前端の幅は三一・七メートルである。後円部の高さ八・三〇メートルに対して、前方部の高さは五・五〇メートルである。すなわち、後円部の径に比して前方部が長く、かつ、幅が狭く、高さも後円部よりはるかに低い。前方後円墳としては、比較的旧い型式を備えている。地形一般や、その一部の土木的変更の状態から考えて、この古墳の造営はおよそ次のようない手順で行なわれたと推測される。

墳丘の大部分は自然の地形を利用したものである。これに北東部と西北部とを切斷して概形をつくり、さらにその中央の辺、左右両側を削つて基部を整え、これらによつて採られた土砂を墳上に積んだ。ことに、西北部には深い池溝をうがつて大量採土して、同じく積みつつ前方後円形に整備したものであろう。したがつて、ぼう大な墳丘がすべて盛土からなるのではない。この点、山上に設けられる前方後円墳の多くと規一にするといえよう。なお、この古墳は、周邊を伴わない。それは、山上の斜面に造営するため、周邊をめぐらすことが困難であつたという事情によるものではない。墳丘造築に大量の土砂を必要とせず、西側の丘陵から切斷し、

西北に大穴を掘つて採土したものを積む程度で事足りたから、周溝をうがつて積土を求めるに及ばなかつたからである。現在、西北に残つて水をたたえる池溝は、周溝発生の事情を示す好例であつても、周溝の一部とみなすことはできない。

墳形が整えられてから採土の際割取つた石盤の板石で葺いたらしい。これは、上表に積まれた土砂の崩壊流失を防ぐためである。各部の形跡をとどめている。また、墳輪を立てたとみえて、その断片が認められる。しかし、墳丘の規模に比して、必ずしも大盤ではなかつたようである。墳丘全体にわたり、何段かに巡らさせたものとも思われない。さらに墳上でしばしば土師器の細片を見るが、その意義も明らかでない。

墓室は、江戸時代にすでに地人の手で開かれて、各種の副葬品が発見されたが、後に明治二六年ごろふたたび発掘されて完全に破壊された。今はほとんど旧態をとどめている。したがつて、墓室の構造については、明治二六年ころの発掘の事情を知つた故老から聞いて森本六爾氏が書いた『川柳村将軍塚の研究』(同和四年)によつて、その大要をうかがうよりほかに方法がない。以下は、同書の記載に従つた。それによると、墳丘の主軸線上の、後円部および前方部に、おのの一つずつの堅穴式石室が設置してあつた。後円部の石室は、長さ五・四〇、一六・二〇尺(三・四間)、幅約一・八〇尺(一間)であつた。安山岩の調石を小口積にして造つてあつた。そして、大平石数枚でふたしてあつた。室内に朱のあとが認められた。石室の外側は、川原石をつめて固めてあつた。さらに、その外部を粘土で厚く包んであつたといふ。前方部の石室もまた、後円部の石室とはほとんど同じ構造に造られていた。しかし、規模は小さかつた。長さ一・七〇尺(九尺)以内、幅約一・二〇尺(四尺)に過ぎなかつた。両室ともに、江戸時代における発掘によつて副葬品の大部分が取去られたため、それぞれの種類や配置などについては、全く不明である。石室の用材の多くは、明治年間部落に運ばれ、橋などに利用されたものとのようである。蓋石の一つと称せられる大板石は、現在もなお下石川の南沢将男氏宅の庭に横わつてゐる。さて、以上は森本氏の聞書きであるが、もしこれに誤りがないとすれば、この古墳には後円部および前方部に割石小口積みの堅穴式石室があつたことがわかる。したがつて、この古墳は、墳形の示すところと相応じて前期古墳の制を伝えるものといえよう。

江戸時代に土地の人々が發掘し発見した副葬品の多くは、松代藩に引上げられたが、明治五年廢藩に当つて同藩より地元に返却され、それ以来上石川の布施神社に保管されて今日に至つてゐる。そうした移動の間に散逸したり、また、他の古墳出土品が混入したりすることがしばしばあつたと推測されるので、今確実な副葬品目録を二石室別につくることは至難である。『信濃奇勝錄』¹⁰に記した將軍塚出土

品の品目は、およそその全体を伝えるかと思われるが、それにししても金銀鏡のように、他の遺物にマッチしないものが含まれることは、いぜん疑問をいたかせるところである。同様な疑問は森本氏も、「信濃考古叢覧」の編者も、ともにいたのである。ことに後者は、墳形、墓室の構造に見合う副葬品として、「瑪瑙製のコの字形勾玉を除く玉類の一部、碧玉製異形品、銅鏡、筒形銅器、車輪石、軸形石製品、棒状銅製品等を挙げ……異体字日月銘内行花文鏡は暫く置くとして、変形四神鏡も、或は算えられるかも知れない」としている。これに鉄劍、鉄刀なども加えて、ほぼ従うことができる。

この古墳は、山上に築造されたこと、後円部に比して前方部が長く低目の前方後円墳であること、

後円部および前方部に割石小口積みの堅穴式石室が設けられていること、副葬品に碧玉製品、青銅製品を含み、玉類に硬玉製勾玉、碧玉製細長管玉を含み、鏡盤の内に内行花文鏡、獸文鏡を含むなどの事実から、本邦古墳中古制に従うところ濃厚なものがあり、一般に唱えられる前期古墳の相違を量することは否定できない。そうだとすると、この古墳の築造が、いわゆる前期末から中期初までとみて、紀元四世紀から五世紀の間に當ったとすることが可能であろう。今まで明らかにされた限りでは、本県内における最古の古墳とすべく、しかも、前期的古式墳の東北限に位置するものとして、きわめて重要な遺跡とされる。ただ惜しいことに、石室が破滅し、副葬品の不明になつたものが少なくない点である。

調査品については、今後なおいつそう研究すべき余地を残している。そこで、その一例を掲げて後の考察の一助としよう。第28号の銅鏡は、川柳将軍塚出土と云々、松代町の某氏から米山一政氏へもたらされたものである。「信濃奇勝錄」は、一七本の銅鏡が発見されたむねをしるし、内一つを図して「長二寸^{二分}、幅九分^{二分}、込七分^{二分}」と注しているがこれはその図と鏡形を等しくする。いわゆる横鎬附式の端整な品で、全長八寸^{二分}（二寸六分）、基部幅三寸^{一分}弱（九分）、基長二寸^{二分}（七分）である。「信濃奇勝錄」のそれと等大である。川柳将軍塚出土品たること疑う余地がない。このように世に認めた遺品を歴史的意義を明確にし、本県古代史の解明を充分ならしめるに役立てることができよう。



第28回 銅 鏡

佐久間象山宅跡

(地番第24-25・附番第51番地)

所在地
塩科郡松代町字有楽町

交通
信越線長野駅下車バス

屋代駅下車電車

佐久間象山宅跡は、象山の東のふもとにある。ここは象山神社の西南に構るところである。

一月一日、松代藩士佐久間一学（諱を国善、神漢と号した）の長

子として、ここに生れた。象山は生れて細脛俊敏、幼年で蕃老

鎌原桐山に経書を、町田源左衛門に算数を学んだが、一五歳の

とき島学に心をひそめ、学業大いに進み、一〇歳のとき、蕃主

り学業勉勵をもつて賞せられた。天保二年（一八三一）父の家督を?

ぎ、蕃主真田幸貫に仕えたが、天保四年（一八三五）遊學を許されて江戸に出で、佐藤一齊の門に入つて学んだ。天保七年（一八三六）正月帰藩

してからは、毎月二回城内に経書を講義するかたわら、有楽町の

自宅において塾を開き、讀書および武芸の師範をして藩の子弟

を教授した。天保八年五月、学制意見書を草して藩老矢沢監物

に建白し、始めて政治的活動を行なつたが、天保一〇年（一八三九）たび江戸に遊學して、家塾象山書院を開き、天下の名士と交わ

り、同二年学貫が幕府の老中となる際して江戸常詰となり、

弘化三年（一八四六）松代に帰るまで八年の間、幸貫の顧問として、歐州

諸國の事情を考究して海防の事を論じた。また、西洋砲術・蘭

学・西洋医学を勉学するかたわら、ガラスの製法・硝石の製造等



第29圖 佐久間象山屋敷復原図(1:600)



第30図 生誕地の碑



井戸岡 祖父三左衛門国品が

始めて真田家に仕えたとき、藩より与えられたものである。

に没頭した。帰藩後は、有楽町の住宅は住居に堪えないとして、住宅をそのままとし、藩に請うて伊勢町の御使者屋敷を借りて住居した。

宝暦年間の松代藩士屋敷圖には、佐久間彦兵衛屋敷となつていて、西面一四間二尺、北面二三間三尺、東一五間四尺、南面二一間四尺、総坪三三〇坪となつてゐる。

象山が住居したころは、四方に土塀を回らして、南面中央よりやや東寄りに表門が建ち、西面中央に裏門があつた。この内に住宅・学門所・槍剣術道場・真田草實の休憩所・硝石製造原土置場があつた。また、裏門の両脇に長屋二棟があつた。すなわち表門を入つた右手に、幸貢が象山の屋敷におもむいた際に使用した七間四方の休憩所があつた。この北に東西五間半、南北三間半の茅葺の母屋があつた。母屋は二間に三間のものであつた。これに、東に二間の角屋があつた。また、硝石製造原土置場は、三間に四間で、屋敷の東北の隅にあつた。さらに長屋と原土置場の間は、東に竹やぶ、それに続いて野菜場があつた。この竹やぶおよび野菜場は隣家大川才兵衛に貸しておいた。象山

はちつきよ居中の取りもどしをはかつたことがあつた。しかし、元治元年象山が京都において刺客にたおれ、居宅も藩に取上げられ、同藩士で剣道師範役の中沢源蔵に与えられた際、そのままとなつてしまつたようである。

象山の居宅は、廢藩後、さらに所有者を異にしたが、いつか心ない人の手によつて取りこわされてしまった。屋敷は大正二年、有志によつて松代町に寄附された。そして、象山先生誕生地と刻んだ石碑を建設して、その遺跡を保存することとなつた。現在は松代町所有の公園地となつてゐる。

近年、南・西両面の道路添えにコンクリートの堀を築き、北に杉垣を植えて宅跡の保存を講じたが、唯一の遺物である井戸を埋め、その井戸の枠を東北の隅に移したのは残念である。

宅跡としての指定区域は別記のとおりである。現在、長野県教育委員会・松代町教育委員会が、宅跡の南側中央に象山の住宅当時の屋敷図に添えて、説明板を設け、一般観覧者のため旧跡をしのぶことのできるように設備してある。

栗林遺跡

(国史第28・29・30・31・32・33・34・35・36・37・38・39・40・41・42・43・44・45・46・47・48・49・50・51・52・53・54・55・56・57・58・59・60・61・62・63・64・65・66・67・68・69・70・71・72・73・74・75・76・77・78・79・80・81・82・83・84・85・86・87・88・89・90・91・92・93・94・95・96・97・98・99・100・101・102・103・104・105・106・107・108・109・110・111・112・113・114・115・116・117・118・119・120・121・122・123・124・125・126・127・128・129・130・131・132・133・134・135・136・137・138・139・140・141・142・143・144・145・146・147・148・149・150・151・152・153・154・155・156・157・158・159・160・161・162・163・164・165・166・167・168・169・170・171・172・173・174・175・176・177・178・179・180・181・182・183・184・185・186・187・188・189・190・191・192・193・194・195・196・197・198・199・200・201・202・203・204・205・206・207・208・209・210・211・212・213・214・215・216・217・218・219・220・221・222・223・224・225・226・227・228・229・230・231・232・233・234・235・236・237・238・239・240・241・242・243・244・245・246・247・248・249・250・251・252・253・254・255・256・257・258・259・260・261・262・263・264・265・266・267・268・269・270・271・272・273・274・275・276・277・278・279・280・281・282・283・284・285・286・287・288・289・290・291・292・293・294・295・296・297・298・299・300・301・302・303・304・305・306・307・308・309・310・311・312・313・314・315・316・317・318・319・320・321・322・323・324・325・326・327・328・329・330・331・332・333・334・335・336・337・338・339・340・341・342・343・344・345・346・347・348・349・350・351・352・353・354・355・356・357・358・359・360・361・362・363・364・365・366・367・368・369・370・371・372・373・374・375・376・377・378・379・380・381・382・383・384・385・386・387・388・389・390・391・392・393・394・395・396・397・398・399・400・401・402・403・404・405・406・407・408・409・410・411・412・413・414・415・416・417・418・419・420・421・422・423・424・425・426・427・428・429・430・431・432・433・434・435・436・437・438・439・440・441・442・443・444・445・446・447・448・449・450・451・452・453・454・455・456・457・458・459・4510・4511・4512・4513・4514・4515・4516・4517・4518・4519・4520・4521・4522・4523・4524・4525・4526・4527・4528・4529・4530・4531・4532・4533・4534・4535・4536・4537・4538・4539・45310・45311・45312・45313・45314・45315・45316・45317・45318・45319・45320・45321・45322・45323・45324・45325・45326・45327・45328・45329・45330・45331・45332・45333・45334・45335・45336・45337・45338・45339・45340・45341・45342・45343・45344・45345・45346・45347・45348・45349・45350・45351・45352・45353・45354・45355・45356・45357・45358・45359・45360・45361・45362・45363・45364・45365・45366・45367・45368・45369・45370・45371・45372・45373・45374・45375・45376・45377・45378・45379・45380・45381・45382・45383・45384・45385・45386・45387・45388・45389・45390・45391・45392・45393・45394・45395・45396・45397・45398・45399・453100・453101・453102・453103・453104・453105・453106・453107・453108・453109・453110・453111・453112・453113・453114・453115・453116・453117・453118・453119・453120・453121・453122・453123・453124・453125・453126・453127・453128・453129・453130・453131・453132・453133・453134・453135・453136・453137・453138・453139・453140・453141・453142・453143・453144・453145・453146・453147・453148・453149・453150・453151・453152・453153・453154・453155・453156・453157・453158・453159・453160・453161・453162・453163・453164・453165・453166・453167・453168・453169・453170・453171・453172・453173・453174・453175・453176・453177・453178・453179・453180・453181・453182・453183・453184・453185・453186・453187・453188・453189・453190・453191・453192・453193・453194・453195・453196・453197・453198・453199・453200・453201・453202・453203・453204・453205・453206・453207・453208・453209・453210・453211・453212・453213・453214・453215・453216・453217・453218・453219・453220・453221・453222・453223・453224・453225・453226・453227・453228・453229・453230・453231・453232・453233・453234・453235・453236・453237・453238・453239・453240・453241・453242・453243・453244・453245・453246・453247・453248・453249・453250・453251・453252・453253・453254・453255・453256・453257・453258・453259・453260・453261・453262・453263・453264・453265・453266・453267・453268・453269・453270・453271・453272・453273・453274・453275・453276・453277・453278・453279・453280・453281・453282・453283・453284・453285・453286・453287・453288・453289・453290・453291・453292・453293・453294・453295・453296・453297・453298・453299・4532100・4532101・4532102・4532103・4532104・4532105・4532106・4532107・4532108・4532109・4532110・4532111・4532112・4532113・4532114・4532115・4532116・4532117・4532118・4532119・45321100・45321101・45321102・45321103・45321104・45321105・45321106・45321107・45321108・45321109・45321110・45321111・45321112・45321113・45321114・45321115・45321116・45321117・45321118・45321119・453211100・453211101・453211102・453211103・453211104・453211105・453211106・453211107・453211108・453211109・453211110・453211111・453211112・453211113・453211114・453211115・453211116・453211117・453211118・453211119・4532111100・4532111101・4532111102・4532111103・4532111104・4532111105・4532111106・4532111107・4532111108・4532111109・4532111110・4532111111・4532111112・4532111113・4532111114・4532111115・4532111116・4532111117・4532111118・4532111119・45321111100・45321111101・45321111102・45321111103・45321111104・45321111105・45321111106・45321111107・45321111108・45321111109・45321111110・45321111111・45321111112・45321111113・45321111114・45321111115・45321111116・45321111117・45321111118・45321111119・453211111100・453211111101・453211111102・453211111103・453211111104・453211111105・453211111106・453211111107・453211111108・453211111109・453211111110・453211111111・453211111112・453211111113・453211111114・453211111115・453211111116・453211111117・453211111118・453211111119・4532111111100・4532111111101・4532111111102・4532111111103・4532111111104・4532111111105・4532111111106・4532111111107・4532111111108・4532111111109・4532111111110・4532111111111・4532111111112・4532111111113・4532111111114・4532111111115・4532111111116・4532111111117・4532111111118・4532111111119・45321111111100・45321111111101・45321111111102・45321111111103・45321111111104・45321111111105・45321111111106・45321111111107・45321111111108・45321111111109・45321111111110・45321111111111・45321111111112・45321111111113・45321111111114・45321111111115・45321111111116・45321111111117・45321111111118・45321111111119・453211111111100・453211111111101・453211111111102・453211111111103・453211111111104・453211111111105・453211111111106・453211111111107・453211111111108・453211111111109・453211111111110・453211111111111・453211111111112・453211111111113・453211111111114・453211111111115・453211111111116・453211111111117・453211111111118・453211111111119・4532111111111100・4532111111111101・4532111111111102・4532111111111103・4532111111111104・4532111111111105・4532111111111106・4532111111111107・4532111111111108・4532111111111109・4532111111111110・4532111111111111・4532111111111112・4532111111111113・4532111111111114・4532111111111115・4532111111111116・4532111111111117・4532111111111118・4532111111111119・45321111111111100・45321111111111101・45321111111111102・45321111111111103・45321111111111104・45321111111111105・45321111111111106・45321111111111107・45321111111111108・45321111111111109・45321111111111110・45321111111111111・45321111111111112・45321111111111113・45321111111111114・45321111111111115・45321111111111116・45321111111111117・45321111111111118・45321111111111119・453211111111111100・453211111111111101・453211111111111102・453211111111111103・453211111111111104・453211111111111105・453211111111111106・453211111111111107・453211111111111108・453211111111111109・453211111111111110・453211111111111111・453211111111111112・453211111111111113・453211111111111114・453211111111111115・453211111111111116・453211111111111117・453211111111111118・453211111111111119・4532111111111111100・4532111111111111101・4532111111111111102・4532111111111111103・4532111111111111104・4532111111111111105・4532111111111111106・4532111111111111107・4532111111111111108・4532111111111111109・4532111111111111110・4532111111111111111・4532111111111111112・4532111111111111113・4532111111111111114・4532111111111111115・4532111111111111116・4532111111111111117・4532111111111111118・4532111111111111119・45321111111111111100・45321111111111111101・45321111111111111102・45321111111111111103・45321111111111111104・45321111111111111105・45321111111111111106・45321111111111111107・45321111111111111108・45321111111111111109・45321111111111111110・45321111111111111111・45321111111111111112・45321111111111111113・45321111111111111114・45321111111111111115・45321111111111111116・45321111111111111117・45321111111111111118・45321111111111111119・453211111111111111100・453211111111111111101・453211111111111111102・453211111111111111103・453211111111111111104・453211111111111111105・453211111111111111106・453211111111111111107・453211111111111111108・453211111111111111109・453211111111111111110・453211111111111111111・453211111111111111112・453211111111111111113・453211111111111111114・453211111111111111115・453211111111111111116・453211111111111111117・453211111111111111118・453211111111111111119・4532111111111111111100・4532111111111111111101・4532111111111111111102・4532111111111111111103・4532111111111111111104・4532111111111111111105・4532111111111111111106・4532111111111111111107・4532111111111111111108・4532111111111111111109・4532111111111111111110・4532111111111111111111・4532111111111111111112・4532111111111111111113・4532111111111111111114・4532111111111111111115・4532111111111111111116・4532111111111111111117・4532111111111111111118・4532111111111111111119・45321111111111111111100・45321111111111111111101・45321111111111111111102・45321111111111111111103・45321111111111111111104・45321111111111111111105・45321111111111111111106・45321111111111111111107・45321111111111111111108・45321111111111111111109・45321111111111111111110・45321111111111111111111・45321111111111111111112・45321111111111111111113・45321111111111111111114・45321111111111111111115・45321111111111111111116・45321111111111111111117・45321111111111111111118・45321111111111111111119・453211111111111111111100・453211111111111111111101・453211111111111111111102・453211111111111111111103・453211111111111111111104・453211111111111111111105・453211111111111111111106・453211111111111111111107・453211111111111111111108・453211111111111111111109・453211111111111111111110・453211111111111111111111・453211111111111111111112・453211111111111111111113・453211111111111111111114・453211111111111111111115・453211111111111111111116・453211111111111111111117・453211111111111111111118・453211111111111111111119・4532111111111111111111100・4532111111111111111111101・4532111111111111111111102・4532111111111111111111103・4532111111111111111111104・4532111111111111111111105・4532111111111111111111106・4532111111111111111111107・4532111111111111111111108・4532111111111111111111109・4532111111111111111111110・4532111111111111111111111・4532111111111111111111112・4532111111111111111111113・4532111111111111111111114・4532111111111111111111115・4532111111111111111111116・4532111111111111111111117・4532111111111111111111118・4532111111111111111111119・45321111111111111111111100・45321111111111111111111101・45321111111111111111111102・45321111111111111111111103・45321111111111111111111104・45321111111111111111111105・45321111111111111111111106・45321111111111111111111107・45321111111111111111111108・45321111111111111111111109・45321111111111111111111110・45321111111111111111111111・45321111111111111111111112・45321111111111111111111113・45321111111111111111111114・45321111111111111111111115・45321111111111111111111116・45321111111111111111111117・45321111111111111111111118・45321111111111111111111119・453211111111111111111111100・453211111111111111111111101・453211111111111111111111102・453211111111111111111111103・453211111111111111111111104・453211111111111111111111105・453211111111111111111111106・453211111111111111111111107・453211111111111111111111108・453211111111111111111111109・453211111111111111111111110・4532111111111111111111111111・453211111111111111111111112・453211111111111111111111113・453211111111111111111111114・453211111111111111111111115・453211111111111111111111116・453211111111111111111111117・453211111111111111111111118・453211111111111111111111119・4532111111111111111111111100・4532111111111111111111111101・4532111111111111111111111102・4532111111111111111111111103・4532111111111111111111111104・4532111111111111111111111105・4532111111111111111111111106・4532111111111111111111111107・4532111111111111111111111108・4532111111111111111111111109・4532111111111111111111111110・45321111111111111111111111111・4532111111111111111111111112・4532111111111111111111111113・4532111111111111111111111114・4532111111111111111111111115・4532111111111111111111111116・4532111111111111111111111117・453211111111



322図 葉林遺跡

旧河道とみられるが、現在頃地となつてゐる。また、南側は、ここよりやや低い水田地帯であつて、東寄りをす堤下、西寄りをす清水尻と呼んでゐる。このような現在の地理的状態は、弥生文化時代においてみられたところであらう。すなわち、北原地籍一帯は、比較的乾燥しておつたから集落立地に適し、その前面の堤下・清水尻は、湿地帯あるいは沼地であつて、水田として利用することができたと推測されるのである。北原に当時の集落があつたことは、後述の事実から疑う余地がない。その前面が當時水田に利用されたかどうかは、その地の発掘を行なえば明らかにならう。北側の一段低い畠地となつてゐる場所は、當時あるいは施行した千曲川がゆるやかに流れておつたか、または川筋は西へ移つてその枝川が一種の潜水地を形成しておつたか、どちらかであろう。もし、後者の状態であつたとすれば、ここもまた、水田として利用された可能性があらう。

神田氏が最初に遺物に注意したのは、おそらく北原の東寄りで採土された際であらう。この地で発見された弥生土器の破片を、神田・藤森両氏が六類に分かれ、その内第一類から第三類までを葉林式と呼称したのであつた。長野県教育委員会は昭和三年一月に小野勝年坪井清足・横山浩一の諸氏に嘱託して葉林遺跡の一部を発掘した。この発掘では、遺跡の中央をほぼ東西方向に八〇㍍、さらに、これと直角に南北方向に三〇㍍の試掘溝を掘り、前者を第一トレンチ、後者を第二トレンチとした。なお、第一トレンチの西端から西へ約九〇㍍、ガケ側に発掘坑L区を設けた。その結果、第一トレンチの西端D区と、第二トレンチE区とで、それぞれ堅穴住居跡を発見した。後者は耕地のつこうで全掘することができなかつた。したがつて、その構造が明らかにされず、出土遺物も多少の土器破片をえただけであつた。D区の堅穴は、東西径五・一六㍍、南北径四・五九㍍の不正円形に掘られ、壁高の判然する部分では一〇㍍であった。中央に方形の浅い穴炉があり、これをめぐつて大小一七の柱穴が認められた。さらに、その周壁上にも大小一七の柱穴が並んでいた。壁のすそには南側を除いて周溝がめぐつてゐた。堅穴の北東隅は、扇形に一段深く掘られ、その深さは床面から一〇㍍ほどであつた。炉の東側の床面は、著しく焼け、そこに焼けた丸太や木炭片が多かつたといふ。堅穴内床面に妻一、竪口頭部一、へんべい片刃石斧一、その西壁部に壺一があつた。

以上の二戸の堅穴のほか、柱穴・溝・炉跡・敷石・石積などが、試掘溝内各所で発見されたが、まとまりをもつた遺構として、相互の関係を

明らかにするには至らなかつた。とはいゝものの、これとともに、隨所に土器や石器が散在しておつたから、北原の地が弥生時代の集落跡を埋蔵していることが明らかになつたのである。しかも、この地から発見される遺物には、北信の弥生文化初期の様相を示すのにじゅうぶんなものが多々含まれている。まず、弥生土器には、細頸の壺・広口の甕・鉢の類がある。これには、裝飾文が施されたり、鉢丹が塗られたりしている。それらのうちには台付の甕、壺の蓋なども含まれている。いづれも、栗林式、もしくはそれと前後するものである。ことに、D区から発見された一壺には、注口の欠失したあとをのこすものがあつた。このように、弥生土器として種々な注口土器が発見されたことは、特筆せねばならないことである。なお、坪井氏等が異形土器とした土器は、その形が特異であるばかりでなく、その装飾文が、文晩期の龜ヶ岡式土器の文様に一脉相通するらしき点があつて、注目される。また、土製品としてまんじゅう形の紡錘車の半剖品があることも、見のがすことができない。

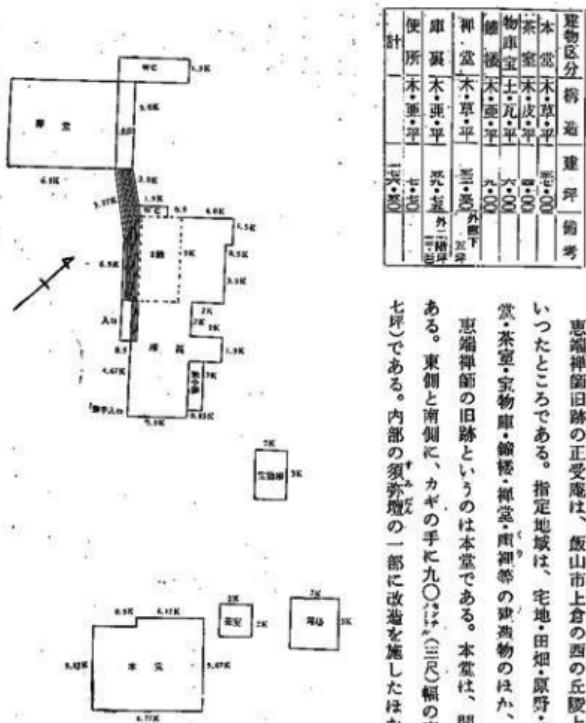
石器が、質量ともに豊富な点もまた、栗林遺跡が、北信の同期遺跡の特性を端的に示しているものとみられる。D区堅穴内で発見された閃綠岩質大形扁平片刃石斧は手斧の刃とみるべきものである。栗林からはすでに同種の大小石器が多数採集されている。発掘中に破片を含せて四本分発見した太形磨製石斧は、閃綠岩製で、割断に適する始刃と、ずつしりした体をもつていて、これは他にも二〇數本採集されているというが、斧の刃であることは疑う余地がない。発掘中にはえられなかつたが、ほかに小形の方柱状片刃石斧もまた、何個か採集されている。ところで、この中には、鑿の刃とみるべきものもある。D区堅穴内で半折した石庖丁が出土した。石庖丁の破片は、他にも數点採集されている。鎌形のものと杏仁形のものとがある。これは、種種を揃む爪鍬である。また、磨製石鍬が十數点採集されている。この事実は、磨製石鍬の系統や年代を考えるうえに、重要な資料を提供したものといえる。

玉類には、碧玉、銅石英の細長い管玉、磨玉製小形勾玉、銅石英、滑石の丸玉などが採集されている。中でも碧玉は、百余点ある。その形制は、北信から北陸方面の弥生遺跡に多くみられるものであつて、この点が注目される。また、このほかに古墳時代末期に属するかと考えられる勾玉、切子玉、それに土師器の要などが発見されており、遺跡の重複も考慮される。

上記のように、この遺跡は、文化的的内容が充実しているので、保存の必要が感ぜられる。なお、この集落跡の前後の地に、水田が開かれたかどうかを調査することによつて、この遺跡の重要度は、いつそう増すことであらう。

惠端禪師正受庵

(国史跡第24号・附第54号多摩)

所在地 飯山市大字飯山字元宮
交通 飯山線飯山駅下車

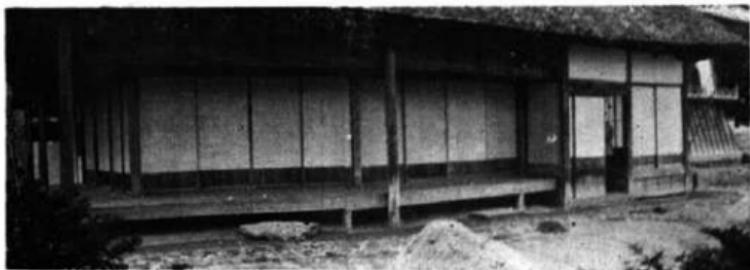
惠端禪師の旧跡といふのは本堂である。本堂は、間口六間、奥行四間の茅葺寄せ棟・平屋の建造物である。東側と南側に、カギの手に九〇度の三戸幅の廊下が取り付けてある。建坪は、八九・一平方メートルで、七坪である。内部の須弥壇の一部に改造を施したほかは、だいたい創建当時の様式と規模をのこしている。境内の景致ともよく調和した簡素な建物である。

庭園には、一立石を配した古池をめぐる木立の中に、数株のトガが茂り、また、軒端には、鋸すり石千利休流の水石手洗が

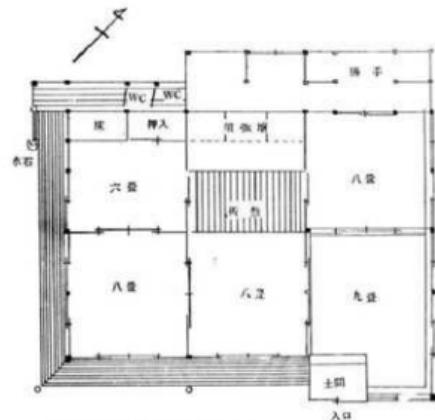
すえてあり、惠端禪師が住居した當時をしのばせる。水石は、もと飯山城内の茶室のものであつた。諱侯松平氏の秘蔵のものであつたが、禪師が、諱侯より一寺建立と寺領二百石寄進との申し出でを辞退した代價に与えられたものと伝え、正受庵第一の什宝である。また、トガの老樹は、諱侯が遠江

正受庵建物記録図(1:500)

第33図 正受庵建物記録図(1:500)



第34図 正受庵本堂正面



第35図 正受庵本堂平面図(1:200)

掛川に移封の際、かたみに拝領したものといわれている。庵の西側の墓地には、正受庵主歴代の墓碑が立ち並んでいる。その中の恵端神師の墓には、神師の六〇年忌に東嶺和尚の建てた裁松塔が安置されている。また、その側には、母李雪尼の墓碑がある。

恵端神師は、字は道鏡、裁松翁とも号し、通称は正受老人といつた。寛永一九年四月生れた。母は、松代藩主真田侯の侍女で、事情があつて飯山城主松平遠江守忠俱に養われたと伝えられている。一九才のとき、藩主に従つて江戸に遊学し、至道庵無難神師について出家、もつぱら臨濟の禅道を修め、きびしい鉢越を受けて印可を与えられた。二一才のとき諸国行脚に旅立ち三年ほどして帰庵した。たまたま、庵主が老人を信徒によつて新築された東北寺の住持にすすめようとしたが、固辞して二六才の寛文六年五月飯山に歸つた。城主松平忠俱は、大いに喜び、老人について道を修め、老人のために上倉の西岡に禪庵を營み、これを小成山正受神庵と名づけた。その後、老人は、東



第96図 小庵塔

北寺に相弟子洞天が住職となるということを聞き、ふたたび無量禪師を慕つて至道庵におもむき、師の死ぬまで師事した。しかし、三五才のとき飯山に帰り、飯山城中から母を迎えて正受庵に住んだ。それより八〇才（承和元年・七三二）で死ぬまで四五年間、藩侯から申し入れの一寺建立や寺領寄進のことも謝辞して、ひたすら仏道に精進を傾けた。この間に、白隱に正印を受けたり、また、宗覺・鏡水・紹巖に印記を与えたりした。このようにこの小庵は、わが国臨済禅の興隆に対して偉大な存在であった。

本堂は、弘化四年（七八三月）、大地震のため破損したので、同年八月改築された。このことは、同庵の棟札の示すところである。しかし、その規模等は、だいたい原形に近いものである。境内・墓地等も旧觀をそのままにのこして、故人の道徳をしのぶことができるようになっている。

この史跡の保存すべきものとして、別記の地域・建造物・遺物・遺品等があげられる。

この史跡の中核をなす建造物は、本堂一棟である。また、遺物としては、トガ、水石を中心とした遺愛の閑寂な庭園と、裁松塔を中心とした老人の墓地とをあげることができる。さらに、遺品として宝物庫に保管されている老人の書籍・掛軸等があげられる。

関係文献には、正受老人崇仰錄、正受道鏡懸端著主行錄、正受庵由来記、当庵世代記録、正受老人（春陽房）阿闍梨傳、裁松塔銘、遠祖天金、雪源一滴社寺領並由緒、飯山町分諸色指出帳（正德元年）、正受老人を看よ家書等、飯山町誌等がある。

長野県天然記念物



第57図 県天然記念物標識・説明板



樋沢のヒメバラモミ

(国宝第3号、財政省御用樹)

所在地 南佐久郡川上村大字樋沢字御前下
交通 小海線信濃川上駅下車

小海線信濃川上駅で下車して西方へ五〇〇mくらい歩くと樋沢につく。線路の南側に一本の巨木がたつてゐるが、これが樋沢のヒメバラモミである。

ヒメバラモミは、故須川長之助氏によつて、一八六一年に富士山麓から発見されたマツ科トウヒ属の植物である。樹高は四〇~五〇mで、胸高の直径一・五m余りに達する喬木である。樹皮は、灰褐色で厚く、鱗片状に剝離する。樹冠は、円錐形で、老樹では下半身の枝が多い。葉は、線形、先端はやや尖る。長さは多小下向してその先端は上向する。一年生枝は、黄褐色で、無毛である。葉は、線形、先端はやや尖る。長さは一・八m、幅は一・五m、横断面は菱形または四角形である。球果は、無柄、斜に下垂して梢円状筒形で、先端基部ともに丸い。成熟期は十月上旬で、黄褐色から褐色に変わる。

ヒメバラモミは、西岳西岳林業所および南佐久郡の国有林と民有林、さらに、諏訪郡・上伊那郡戸台川上流、その他からも見出された。本州中部原産の特産種で、海拔一、二〇〇m附近にまれに産するものである。分布が狭く、そのため個体数が少ないので、大切に保護し、学術的研究



究の資料としたい。本種は分類上困難が多いものである。参考文献を記する。上原敬二著「樹木大図説」(東洋書店)、大井次三郎著「日本植物誌」(第三卷)、岩田利治・草下正夫共著「邦産松柏類図説」(農林省植物研究所)、杉本順一著「日本樹木鑑定索引」(六月號)、北村四郎著「原色日本樹木圖説」(大正)、長野県史蹟名勝天然記念物調査報告書。

長倉のハナヒヨウタンボク群落

(滋賀第32-31財團第1-64回参照)

所在地
北佐久郡軽井沢町大字長倉
交通
信越線中軽井沢駅下車・バス

長倉のハナヒヨウタンボク (*Lonicera Mackii Max.*) は、軽井沢町の赤岩と、芦ヶ沢とに自生する。赤岩のものは、信越線中軽井沢駅で下車、駅前から、星野温泉行きのバスで終点までゆき、一五〇番ばかりもどつた道の右側にある。また、芦ヶ沢のものは、中軽井沢駅から、西武バス千ヶ瀬方面行きバスで、千ヶ瀬西区入り口までゆき、千ヶ瀬中区方面に向つて一三五〇番ほど行つた、釣り池の周辺にある。ハナヒヨウタンボクは、スイカズラ科スイカズラ属の植物である。やや湿原地を好み自生する灌木性の植物である。指定地域内には、根周り一坪余り、高さ六七に達するものがある。六月中旬淡黄白色、または淡紅白色の美しい花が咲く。漿果は、はじめ緑色であるが、淡黒褐色に変わり、十月に真赤に熟する。そして、落葉後も漿果は落ちないで残つてゐる。眼をうばうばかりの美しさである。

本種は、古く地質時代にアジア大陸北東部に分化発生して、朝鮮・満洲・北支那・アムール・ウスリー等に広く分布した。本邦においては、大陸と地続きであった氷河時代には、北海道から奥羽・関東・中部の各地方に広く分布していたものと思考されている。後水期になつて気候がふたたび温暖になると、低地の気候に適応することができなくなり、生育の場所が少なくなつて遺存した。現在、本邦では岩手県下と、北佐久郡軽井沢町と、南佐久郡下にわずかに発見されているだけである。このように遠く不連続な隔離分布をしているが、大陸では今なお、朝鮮・満洲・北支那・アムール・ウスリー等に広く分布している。

本種は、前記のように、植物分類地理学上稀有な植物であるばかりでない。地史学上からもわが国の古地理の研究に役立つ種である。しかし、たいだい不便なところに自生しているので、生態その他の研究に役立つことが少なかつた。幸い軽井沢の自生地は交通がきわめて便

利なところであるから、学術的研究にも好つごうである。しかし、比較的個体数が少なく、滅亡の一途をたどっているので、じゅうぶん保護の手をさしのべるようには希望する。

菅平のツキヌキソウ自生地

(同上第35、36頁註と併せて参照)

所在地 小県郡真田町大字長野十ノ原
交通 信越線・上田駅下車・バス

ツキヌキソウ (*Triosteum sinuatum* MAXIM.) は、菅平と呼ばれる高原に自生する。ここへの交通は、次のとおりである。一つは、信越線上田駅で真田行き電車に乗り替え、終点真田駅で下車、ここから国鉄バス菅平行きに乗り終点で下車する。一つは、長野駅前から菅平間を長野電鉄バスが往復している(ただしこちらだけ運転)。一つは、須坂から菅平間を長野電鉄バスが往復している(ただしこちらだけ運転)。

ツキヌキソウはスイカズラ科ツキヌキソウ属の植物である。満洲・アムール・ウスリイーから本邦に分布する。多年性の草木で、七〇(一九二〇)と九〇(一九三〇)に達する。わが国では、明治三〇五年(一九〇六年)故小山海太郎氏によつて、長野県南佐久郡北牧村(現在)・豊里牧場で発見された。その後、上高井郡(諏訪郡)・小県郡・埴科郡・北佐久郡等一〇数カ所の自生地が見つかつた。さらに今後も、発見される可能性がある。

牧野・根本両氏は、その著「植物總覧」に帰化植物であると記している。また、奥山春季氏は、長野県産のものか、本来の自生品かどうか、疑問があるといつてゐる。さらに、久内清孝氏は、その著「帰化植物」に文献には明らかに外来したものであるが、地理的に見て日本にならないともいえないと述べてゐる。ツキヌキソウが、本県だけに発見されたことと、上田藩主が菅平に薬草園を作つたという(薬草園の記)ことから、おそらくそこから逃げ出したであろうと考える。



第39図 ツキヌキソウ

長野県天然記念物

える向きもあつた。しかし、近年植物分類地理学の進歩によつて、ツキヌギソウと同じような分布型を示す北方系要素の植物が本県に多いことがわかつた。例えば、ヒメマツカサススキ・オオエゾサンザシ・エンビセンノウ・ハニヨウタングボクその他である。これらと思ひ合せると、久内氏の説のように、本種が長野県に自生する可能性が容易に理解できるわけである。

アムール・ウスリ、澳洲に自生する本種が、遠隔の本邦中部のわが長野県に自生することは、古く氷河時代大陸と地続きであったころに、大陸から本邦に一連の分布をしていた。それが地殻の変動によつて、あるところは海中に没し、あるところは気温の変化に順応でき、ないで消滅して、この地にだけ遺存したものと考えることもできる。

前記のよう、県下にはツキヌギソウの自生地が多いが、比較的便利で容易に学術上の参考となるので、この地を指定して保護することとした。

矢忍
神社
社叢

(國寶第36-37・附錄第37圖版)

所在地
上伊那郡小野村矢忍沢

塩尻市大字北小野矢忍母

交通

中央線小野駅下車

矢忍神社社叢は、中央線小野駅から北方約一キロのところにあり、徒歩一〇分でゆくことができる。塩尻から汽車で小野に向う途中に善知鳥トンネルがある。このトンネルをぬけるとまもなく、右側の車窓に森が見えるが、これが社叢である。上伊那郡小野村矢忍沢と塩尻市北小野矢忍母とに分かれているが、両方を合せると三六・三二六・四平方(一、八〇〇坪)という大きな面積となる。全くの平坦地にあつて、周囲には民家がある。

この社叢は、スギ・ヒノキ・サワラ・カヤ・カラマツ・セミなどの針葉樹と、ケヤキ・クリ・ハウチワカエデ・イタヤカエデ・ミズナラ・コブシ・イチヨウなどの落葉闊葉樹とが大多数を占めている。それに加えて、サカキ・エノキ・カシワ・カツラ・ケンボナシ・イヌザクラ・ヤマザクラ・ヘルニア・ウリノキ・ヤマウルシ・スルヂ・ミヅデカエデ・アワブキなどが交っている。これらの老木が、うつそと茂つた典型的な混交林である。このような社叢であるから、この中の灌木類・草本類も多く、アブラチヤン・ツルウメモドキ・コクサギ・ガマズミ・ミツバツギ・ニガイ

本邦中部地方の植生は、古い時代にはこうした混交林でおおわれていたのであるが、近時人工が加わって、その姿は一変した様相を呈している。したがつてこの社叢は、当地方の古くからの天然林の遺物とも言うべきものである。しかも、この中には、ビロウドシダ・ノキシノブなど着生した老木も交えていて、古い時代の林相そのままを見ることができる。そのうえ、この平坦地に一〇、〇〇〇坪余をも含めていることは、貴重な存在である。



第40図 ビロウドシダのついたケヤキの老木

チゴ・マルバサンキライ・ツリフネソウ・キツリフネ・ヒカ
ゲスミレ・ヨメナ・ゴンギク・ボタンズル・タニバ・ミゾ
ソバ・ムカゴイラクサ・オオバ・イラクサ・フジカソウ・ハ
エドクソウ・キツネノボタン・ホウチヤクソウ・リウヌウ
ギク・フタリシズカ・ラショウモンカズラ・アキギリ・セン
トウソウ・ヤマシロギク・ハシジョウズル・エゾハタザオ・
サラシマシヨウマ・クルニンジン・サワギタ・エンコウソ
ウ・フシグロ・ヤマキケマン・ムラサキケマン・ニキザサ・
オタカラコウ・ウラバミソウ・コントロソウ・マルバコ
ロンソウ・ヒメイチゲ・ウバニリ・サイハイラン・エンレ
イソウ・ナガジラミ・ズタヤクシニ・イスワラビ・ナライ
シダ・トランオシダその他のたくさんの植物を見ることが
できる。この中には附近では見られないような種類も含まれている。実に近隣の植物全部合せててもなお足らないといふほど多数の植物があ
つて、樹木合せて一五〇種にも及んでゐる。

高遠のコヒガンザクラ樹林

(国宝第35・40・附植物69回参照)

所在地 上伊那郡高遠町
交通 飯田線伊那北駅下車 バス

高遠のコヒガンザクラ樹林は、高遠公園のほとんど全部を占めている。高遠町は、飯田線伊那北駅から国鉄バス約二〇分でゆけるが(中央線伊那駅から国鉄バス約二時間四十分で高遠駅までかかる)。公園は、町の東部にたるので、そこから徒歩二〇分はかかる。しかし、美和方面行のバスならば公園下までゆくことができる。

この公園は、馬場町、腰脇町、城跡を含めて二七・八〇一・五平方メートル(八、四二五坪)ある。すべて町有である。サクラは、旧藩時代、サクラの馬場にあつたものを、明治五年にいつたん伐りはらつた。しかしその後、その葉^(葉)を苗木として、同八年に第一回の植樹をした。ついで同一種だけを補植して今日に及んだものである。すべてコヒガンザクラである。その数は、五〇年以上のものが二三〇本余、三〇一五〇年のものが二六〇本くらいである。さらに三〇年以下若木を合せると、八〇〇本近くなる。ほとんど他種を交えていない純林である。したがつて、古いものは八〇年以上の老齢であり、この中には目通りの周囲二メートル以上のものだけでも、二〇數本ある。これらのものの中には、樹勢のやや衰えできているものもある。しかし今、若返りの処置が施されているので、花のつきは、そう悪くはない。

古来、日本のサクラの名所は、吉野山・嵐山・岐阜などであるが、これらのところはヤマザクラ(*P. Jamsakura Sieboldii*)である。また、北海道にはエゾヤマザクラ(*P. Sargentii Rehderi*)、東京島はオオシマザクラ(*P. Lannesiana Wilsonii var. speciosa Makino*)



第11圖 開花期のコヒガンザクラ

である。わざに彼岸系のものは、仙台・東京・新潟・京都などのエドヒガン(*P. pendula MAXIM. forma. ascendens OHWI*)・シダレザクラ(*P. pendula MAXIM.*)などがあり、ともに、老木がある。それから、近時最も普通のソメイヨシノ(*P. yedoensis MATSUM.*)は、オオシマザクラとエドヒガンの雜種らしいが、弱くて枯れやすいので、大木はない。

コヒガンザクラ(*P. subhirtella MIQ.*)は、すべて栽培状態だけで知られており、自生地は不明である。これは、エドヒガンの偶然変種、またはマメザクラとエドヒガンの雜種だらうとされている。関西地方には見られるが、関東ではほとんど見られない種類である。本県では伊那地方に多い。その葉は先が尖つている。葉縁には、やや著しい大型の重鋸歯があり、両面、特に下面脈上に著しい伏毛がある。また、花柄は、ややふくれて、若葉や花梗とともに、多少毛がある。花は、微紅色で美しい。やや大形で全開し、花柱には毛がない。葉に先だつて花が開く。春のさきがけをするものであるが、高遠では四月一〇日前後から月末が見ごろである。しかし、年によつて多少遅速があるので、このころでは四月一〇日前後のこともあつた。

コヒガンザクラは、小喬木であるとされているのに、ここではたくさんの老木がある。そのうえそれらを交えて八〇〇本もの純林をつくつている。これらは、他にその類例を見ることのできない貴重なものである。

上山口の諏訪社社叢

(因版第41-1号附図参照)

所在地 西筑摩郡山口村
交 通 中央線坂下駅下車 バス

上山口の諏訪社社叢は、中央線坂下駅から漫遊バスで、中津川行または馬鹿行でゆくと、約一〇分ほどで着く(お質問で下車)。社叢は三、九五七平方㍍(一、一九七九年)で、そう大きくなはない。

社叢の上木層は、スギ・ヒノキ・コウヤマキ・ヒイラギ・アラガシ・ウラジロガシ・ツクバネガシ・イチヨウ・ヤマモミジ・ウラミズザクラ・イヌガヤ・クロマツなどである。下木層としては、サカキ・ソコゴ・ユズリハ・アオジタユズリハ・ヒサカキ・コマユミ・ヤブツバキ・コシアブラ・クロモジ・ヒメクロモジ・ミズキ・アブランチヤン・

高速のコヒガンザクラ樹林・上山口の諏訪社社叢



第42圖 ユズリハ



第44圖 シダレニノキ

エゴノキ・イモノキ・アカメガシワ・スルデ・タサギなどある。また、灌木草本類には、クマイチゴ・ツノハシバミ・ヤブムラサキ・チヤ・サルトリイバラ・ティカカズラ・ヤブコウジ・サンショウウ・スイカズラ・ヤマアザサイ・ヤマガシウ・イストウ・バナ・オニドコロ・アケビ・ガマズミ・コバノガマズミ・アカミノイヌ・ツゲ・キイチゴ・クマヤナギ・コゴメウツギ・ツユクズタ・ツルアリドウシ・ジャガ・ヤブラン・ヒメヤブラン・ヒキ・ヤブタバコ・ササタサ・ハイチゴザサ・ホツバトウゲンバ・ナライシダ・フユノハナ・ワラビ・ベニシダ・ヘリガネワラビなど見られる。社叢の南口近くに、スギの目通り周囲四八㍍という県下有数の大木がある。さらに、糸島社前の中澤エノキ (*Celtis sinensis Pers. var pendula MIYOSHU*) は、本県以外には見ることのできない珍種であり、しかも現在までわずか三本しか発見されていない。そのうちの一本である。国の天然記念物の指定をうけた丸子町東内のものほどみことではないにしても、成育もよく、これまた、貴重なものである。なお、この社叢西端のモウソウチクは、県の内部ではどうてい見ることのできない美しい発育を見せており、コウモリの巣穴もある。



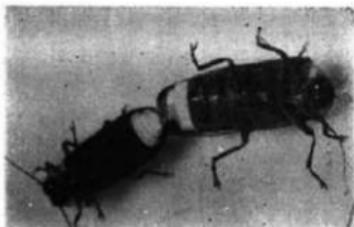
第45圖 ヒサカキ



第43圖 ヒイラギ

本県の平地は、一般に温帯性植物の地域であるが、南部には少數ながら暖帶性のものが入り混つてきている。しかし、それはごくまれであつて、方々歩きまわらなければ見ることがむずかしい。それにもかかわらず、この社叢ではわずか三、三〇〇坪(一、〇〇坪)余に過ぎない小地域に、暖帶性のもの(前記一のもの)二〇種近くも数えられる。このように温帯両帶の植物を立ちどろくに観察することができるうえに、名木珍種を含み、学術上重要な資料をうることができるのである。

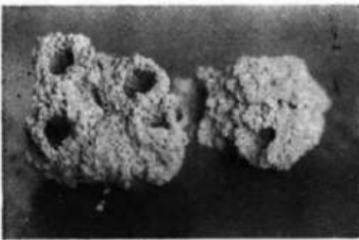
辰野のホタル発生地



第46図 交尾



第47図 タマゴ



第48図 土マユ

辰野のホタル発生地は、天竜川の右岸一帯にわたる広範囲な地域になつてゐる。ホタルを見るには、辰野駅前から左に線路添えの道をゆき、踏切を渡つて天竜川畔に下りた松尾峠がよい。徒歩で一〇分である。汽車で見ると、辰野駅^(東京方面)に向つて(出てまもない)天竜川鉄橋のすぐ上流である。

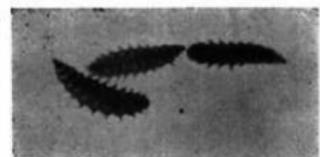
この附近は、左岸の山ぎわの高い所に七、八にわたる東天竜用水路があり、また、右岸川添えに大せきがある。この両用水路は、古くからホタルの多発することで知られていたが、今はその下流は少くなつてゐる。いずれも、諏訪湖から流れでる天竜川の水が取り入れられてゐる。この諏訪湖は、日本でも有数な富栄養湖である。その富栄養の水が用水路に入ると、きわめておだやかな流れをつく。そのうえ、水量の増減もきわめて少ない。ことに上流では、農薬の影響をうけることが少ないので、県下まれに見る好条件をそなえている。そのため、カワニナ(Thiaris)やタニシ(Venipennis)が多くすみ、これが

辰野のホタル発生地

(国鉄第43・44・45年70回定期)

所在地 上伊那郡辰野町大字辰野
交通 中央線辰野駅下車

ホタルの幼虫のエサとなる。



第49図 幼虫



第50図 カワニナとヒメタニシ(左)

辰野のホタルは、ゲンジボタル (*Luciola lateralis* MOTSH.) が主である。これは、やや大きな種類である。おそらくから、やや小さないケボタル (*L. curvula* MOTSH.) が少し発生する。ゲンジボタルのここでの最盛期は、六月下旬である。成虫の寿命は約二週間、この間に、水べりのコケや草の根元に集つて産卵するが、その卵は、径〇五ミリくらいであり、一匹で三〇〇～五〇〇くらい産み、すでに光っている。七月下旬には、一・五ミリくらいの幼虫が孵化し、カワニナやヒメタニシを食べて生長する。一・二ミリくらいのカワニナに二〇と三〇匹の幼虫がついて、ついにその内容物を食べつくして、その空殻にひそんでいることさえある。星はこうして砂礫のかけや貝殻の中にかくれて、夜活動するのである。この幼虫は、十一月下旬になると一・五ミリ以上にも生長して、砂礫の間にもぐつて冬眠するが、翌年三月中旬以後また活動を開始する。そして、四月下旬の雨の日の夕方七時ごろの間にいつせいに川べりにはい上つてきて、土中にもぐつて土マユをつくり、その中で蛹化するが、いずれも光っている。水から出て蛹化まで五週間、さらに三週間で羽化して、三日くらいしてからとび立つ。オスは、その数が少なく、活動もにぶいが、メスは、三と五日おくれて発生し、その数が多く活動性がある。

以上野外観察に基づいたものであるが、幼虫の生育期間は、まだ正確なことがわかつていない。世の常に見るような、自然環境における動物群集の資源の一途をたどらないよう、念には念を入れて保護しなければならない。

図

版





図版第1 白山社社殿正面 (1981年撮影)

長野県宝白山社社殿

図版第2 白山社社殿の位置



御牧ヶ原の北の端は、高いきり立つたがけになつて、千曲川にのぞんでいるが、伊那寺は、このがけの中腹にある。小諸駅からバスで15分くらいで、寺の下に着く。参道は岩と岩との間にある。かなり急な道である。この道を5~50mほど登ると、寺となる。岩と木立ちに囲まれた境内には、本堂・庫裡・仁王門などが配置されているが、最も目を引くのは観音堂だ。高いがけにかけられた舞台造りの建物である。奥は岩くつになつていて、その中には重要文化財宮殿(鎌倉時代)が収めてある。

白山社の社殿は、本堂から観音堂へ行く道の途中にある(図版第2)。見世櫓造り春日造りの小さな建物である(図版第1)。かなり破損しているが、建立当初の部材をよくのこしている。建立年代は明らかでないが、柱の面・附木・檼木などの様式から室町時代初期(14世紀)のものと考えられる。(本文3~4ページ参照)



図版第3 上田城西櫓（1961年撮影）原稿元源若林辰氏提供

上田城は、千曲川の段丘の上に建てられた城であるが、築城のいきさつは、はつきりしないが、真田氏の築城後、仙石氏によつて改築されたと伝えられている。寛延の届書には、櫓が七つあつたことが記されている。しかし、天守は記載されていない。おそらく、なかつたのだろう。廢藩後、西櫓を除き（図版第3）、他の建物は払下げられた（図版第4）。今の南櫓・北櫓も、このとき払下げられ、上田市内に移され、道界に用いられていた。しかし、昭和19年に市が購入して、今のところに移し、このような事情から、現在櫓が三棟のこつているのである。三棟とも、桁行五間・梁間四間、入母屋造り、本瓦葺の二重構である。造営年代は、はつきりしないが、寛永を下るものではないと思われる。上田城跡は、文化財保護法によつて史跡に指定されている。したがつて、この櫓も県と同時に史跡指定文化財として、保護されているわけである。

（本文7～8ページ参照）

長野県宝 上田城

南北
櫓 櫓 櫓



図版第4 明治5～8年ころの上田城 城門と北櫓がまだある（上田市教育委員会提供）



図版第5 石造宝篋印塔（1953年撮影）

図版第6 石造宝篋印塔基壇陰刻銘



小糸郡と諏訪郡の境に大門峠(414.2m)があるがここから2kmほど北へ下ると、仏岩と呼ばれる岩山がある。石造宝篋印塔は、この上にある。信越線大屋駅で、電車に乗り換え、20分ほど行くと丸子町へ着く。ここからバスで、長久保新町を経て1時間ほど行くと、仏岩に着く。かなり険しい岩山である。頂上は少し平になつていて、そこに宝篋印塔がある(図版第5)。もと全長(基壇下端から塔上端まで)108.6255cm(3尺5寸8分5厘)あつた。しかし、今は相輪(23.937cm・7寸4分)がなくなつてゐる。塔身の四面に四佛種子を、笠の軒・耳と基礎の四面に宝篋印陀羅尼が刻んである。さらに基礎の四面に「応長第一之塔」以下の銘文(図版第6)が刻んである。いずれも陰刻である。これによつて、応長元年(1311・庚午)の建立であることがわかる。基下で年代のはつきりしている宝篋印塔中最も古いものである。また、宝篋印陀羅尼が梵字で刻んであることも珍らしい。

(本文4～6ページ参照)

長野県宝 木造伝觀音菩薩立像

図版第7 木造伝觀音菩薩立像上半身



長野市内の西の端に朝日山(784m) 富士ノ塔山(998m)などの山々がそびえているが、正覚院はこの山のふもとにあら。長野駅で下車し、安茂里方面へ行くバスに乗る。裾花川をわたり、しばらく行くと大門となる。ここで下車して山を目指し参道を登ると、正覚院に着く。境内にはいると、正面の山のうえに觀音堂があり、それより一段さがつたところに本堂や庫裡がある。觀音像は図版第7。今本堂にあるが、もとは觀音堂にあつた。この地方では窟寺の觀音と呼ばれ知られているが、その本尊である。製作年代は明らかでないが、様式から藤原時代(11世紀)のものと考えられる。一本造りで、像高は181cm(5尺9寸8分)ある。体軸は重厚で、肩に張りがあり、胸が厚い。頭容は古風である。



図版第8 木造阿弥陀如來坐像正面

長野県宝木造阿弥陀如來坐像

岩村田駅で下車して、東へ5~6分ほど行くと西念寺がある。阿弥陀如來像は(同版第8)、この寺の本尊で、本堂にある。製作年代はつきりしないが、様式から藤原時代末期(12世紀)と考えられる。材はヒノキで、寄木造りである。像高は130cm(4尺3寸)ある。定印の阿弥陀像で、定朝様の典型的なものである。温雅な藤原風を示している。像の底にはつた板に、銘文(同版第9)がある。修理したときの記録である。

(本木 9~10ページ参照)

図版第9 木造阿弥陀如來坐像板書修理銘





図版第10 進徳館正面

長野県史跡 旧高遠藩 學 蘭 進 德 館

進徳館は、旧高遠藩の藩学校であつた。万延元年(1860)に創設された。明治になつて廢校になつたが、高遠城跡(図版第12)内に、講堂・生徒控室・玄関などの遺構(図版第10)がのこついて、当時のおもかげをしのぶことができる。

(本文 13~15ページ参照)



図版第11 額面



図版第12 高遠城跡



長野県史跡・高岡第一号古墳

図版第13 高岡第一号古墳石室



図版第14 高岡第一号古墳葺石

飯田線元善光寺駅から徒歩で北東へ1～2分ほど行くと、こんもりと茂つた森がある。これが高岡第一号古墳(図版第15)である。前方後円墳で、規模が大きい。全長(東西)は72m、高さは後円部が5.5m、前方部が8mある。後円部の南西部に構穴式石室(図版第13)が開口している。墳丘に比べて小形である。墳丘はもと葺石でおおわれていたらしい。とざろどころに、その痕跡(図版第14)がみられる。この古墳は、県下の代表的な古墳の一つである。しかも、原形をよくのこしている。

(本文 15～18ページ参照)

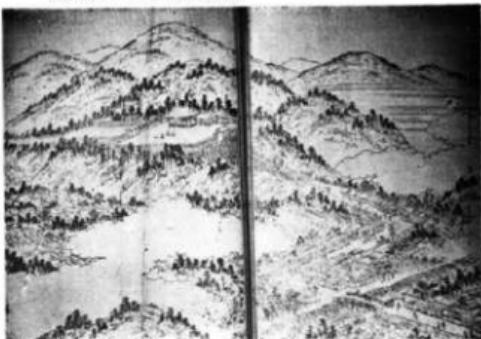
図版第15 高岡第一号古墳全景





図版第16 木曾福島関跡現状

図版第17 木曾福島関跡図



福島の関所跡は、町の東端にある。ここは、上町から80mほど急な坂を登りつめたところである。木曾川の流域で最も両岸が狭くなっているところだ。創設年代は明らかでないが、おそらく、中山道の開かれた慶長7年(1602)をあまりくだらないころに設けられたものであろう。明治2年(1869)6月にこの関所は廃された。その際建物などは全部取り除かれた。原形(図版第17)もその後ひどく変更されたが、東門・西門附近は旧状をのこし(図版第16)当時のおもかげをしのぶことができる。



図版第18 古畠敷繁飼場跡附近 (1955年撮影) 前面が第1段、その上面の黒いところが第2段、その上の白い部分が第3段、その上の黒い部分が第4段である。

長野県史跡 塙原牧跡 附信濃諸牧監序跡

塙原牧は、信濃・甲斐・武藏・上野の4カ国に限つて、8世紀の半ばころから10世紀にかけて設けられた勅旨牧(御牧ともいう)の一つであつて、左馬寮に所属していた。この牧の創設年時は、明らかでないが、ほぼ8世紀の中ごろかと考えられる。その規模はあまり大きくないが、かえつて、そこに古色がうかがえる。勅旨牧の他の多くの牧は、その跡がほとんどつかがたないが、塙原牧はほゞ示すことができる。すなわち、牧川町は北塙原部落の町村地籍に、現業町は南塙原部落の千石地籍に、牧人の住居地と繁飼場とは同部落の古尾敷(圖版第18)千石洞地籍に、放牧場は、両地籍の東部に連接する地域と牧の内地搭、さらに背後の宮入山・前鉢伏山の山頂山腹にわたつて存在していたと推定できる。信濃諸牧牧監行跡は、北塙原部落の島内(伊内)と呼ばれる地籍にある(伊内田)。建物の跡とみられる礎石(50mm×10~20)と地割とがのこつている。この種の遺跡は、他に見対されていない。唯一のものである。

(本文21~25参照)

図版第19 信濃諸牧牧監序跡出土礎石





長野県史跡 多田加助宅跡

多田加助は、貞享3年(1686)松本で起きた農民一揆の中心的人物で、その折処刑されたが、義民として知られている。宅跡は、中萱部落の南西の端にある。もとここには、東西54.5m、南北63.6mの堀が周囲にめぐらしてあつた。また、東に向つて水戸口があつたらしい。今ここは、水田と宅地となつてゐるが、その東南の隅に堀と土居の一帯がこつてゐる。堀は、明治40年ころまでは原形をとどめていたが、今のこつてゐる部分は、幅6m、深さ3mである。また、その内側にこつてゐる土居は、幅3m、高さ1.5mである。この上には3本の老松が茂り、祝殿がある。

(本文25~27番組)



長野県史跡 上原遺跡

上原遺跡は大町市の北西にある。ここは、背後まちかに日本アルプスの山々を仰ぎ、南方に松本平を見はるかす景勝の地である。昭和25年から27年にいたる3年間に、前後4回にわたつて発掘が行なわれたが、この発掘によつて、縄文文化時代前期から中期の初めころまでの遺跡であることがわかつた。また、このとき多数の遺物と遺構とが発見されたが、特に配石跡が発見されたことは注目される。この配石跡は、現状石跡として復原されたが、最近問題となつた同種遺跡の一例をなすものではないかとみられる。(本文28~29番組)



図版第20 多田加助宅跡（東北から望む）右端多田角之氏宅、その左の松のあるところが土居および塀跡。中央は真弓義民社、その右多田氏墓地

図版第21 上原道跡（大町市教育委員会提供）





図版第22 川柳将軍塚古墳遺跡(桜井市教育委員会提供)

長野県史跡 川柳将軍塚古墳

桜井市下石川部落の背後には海拔4~706mの低い山がある。この山の西端に当るところである。この古墳から一段上がつたところに、塚と呼ばれる前方後円墳がある。また、やや下つた山の背に円墳数基が並んでいる。将軍塚古墳は、南北西から北々東に主軸をおく前方後円墳である。前方部は北東に当たる。全長は約92m、後円部の径は約40m内外、前方部の長さは50m、その前端の幅は31mである。後円部の径に比べて、前方部が長く、かつ幅が狭い。高さもはるかに低い。前方後円墳としては、比較的粗い型式を備えている。周溝はない。埴輪を立てたとみえて、その断片が認められる。墓室は、江戸時代に発掘されてしまつたので、明らかでないが、後円部と前方部に竪穴式の石室があつたようである。副葬品については、確実なことがわからぬが、布施神社に所蔵されている品目のうち、玉類・銅鉄・筒形銅器・車輪石・楕形石製品・棒状鉄製品・鉄劍・鐵刀などはこのものと思われる。この古墳は、今まで明らかにされた限りでは、県下最古の古墳とすることができる。また、前期的古式墳の東北限に位置している。

(本文29~31ページ参照)

図版第23 川柳将軍塚古墳墳丘





図版第24 佐久間象山宅跡全景

長野県史跡 佐久間象山宅跡

図版第25 佐久間象山肖像(写真)



佐久間象山は、幼名を勝之助、長じて名を啓、字を子明といつた。象山はその号である。文化8年(1811)2月11日、松代藩士佐久間一学の長子として生まれたが、元治元年(1864)7月京都で暗殺された。象山は、時代の先駆者として、當時およびその後の社会に大きな影響を及ぼした。宅跡は、象山(475.8m)という山のふもとにある。象山神社の西南に隣るところである。ここは、象山の祖父三左衛門国品が真田家に仕えたとき、藩から与えられたものである。宝曆年間の松代藩士屋敷割図には、佐久間彦兵衛屋敷となつていて、西面14間2尺、北面22間3尺、東19間3尺、南面11間4尺、延坪390坪となつてている。象山が住居したころは、四方に土塀を回らして、南面の中央よりやや東寄りに表門があり、西面の中央に裏門があつた。この脇に開まれた中に、住宅・学問所・槍剣術道場・藩主真田幸賀の体憩所・硝石製造原土置場があつた。また、裏門の両脇に長屋が2棟あつた。まず表門をはいると、体憩所(2間×2間)があつた。この北には母屋(東西5間半)があつた。また、裏門の左手の道路際に道場(南北4間)があつた。この道場と母屋の間に学問所(2間×2間)があつた。さらに裏門脇に長屋があつた。この長屋は、南は2間に4間半、北は2間に3間の建物であつた。硝石製造原土置場(3間×4間)は屋敷の東北の隅があつた。また、長屋と原土置場の間に、東に竹やぶ、それに続いて野菜場があつた。象山の死後、この屋敷は取り上げられ、他に与えられたが、さらに施設後、他の所有になつた。そしていつしか建物は取りこわされた。(本文33~35ページ参照)



図版第26 栗林遺跡全景

長野県史跡 栗林遺跡

中野市の西の端に丘がある。千曲川の川床にこされた丘陵である。栗林部落はこの丘の西のふもとにあるが、部落の中心から東方にかけて弥生文化時代中期の遺跡で、この時代の文化を解明するのに重要な遺跡と考えられる。

この遺跡は、ここから発見された土器(国版第28)が栗林式と名づけられてから注目されるようになった。昭和23年に発掘調査が行なわれた。このとき多数の遺物と、遺構(国版第29)が発見されている。

こんど指定したところは、中心とみられるところで、東西約360m、南北約85m、およそ31,000m²にわたる地盤である。現在、大部分がリンゴ畑となっている(国版第27)が、北原地盤には集落があり、また堤下・清水尻地盤には水田があつたとみられる。

県下には遺跡が少なくない。このうち重要なものは、文化財保護委員によつて、史跡として指定されている。尖石石器時代遺跡(伊那市)、上之段石器時代遺跡(伊那市)、平出遺跡(塩尻市)、成立石器時代住居跡(小諸郡東部町)、寺ノ浦石器時代住居跡(同)の5件である。大部分が縄文文化時代の遺跡である。弥生文化時代のものはなかつた。こんど栗林遺跡を指定したのは、こうした点を考慮したためである。

(本文35~37ページ参照)

図版第28 栗林式土器



図版第27 栗林遺跡住居跡





図版第29 正受庵 (1961年若林伝氏撮影)



図版第20

正受老人肖像
白雲院蔵

長野県史跡 旧 恵福寺跡 正受庵

飯山線飯山駅を下車し、踏切を越して西の方へ12~3分ほど行くと、やがて丘になる。正受庵(国版第20)は、この丘の上にある。70アール(2,118坪)の境内に本堂・茶室・鐘楼・拝堂・庫裡などの建物が配置されている。

恵福寺跡(国版第21)は、寛永19年(1642)に生まれ、享保6年(1721)10月に没している。その間弘道に精進した。

正受庵は恵福の道場であった。旧観をよくのこしている。

(本文38~40ページ)



図版第31 ヒメバラモミ (山井正衡氏撮影)

ヒメバラモミは、マツ科の喬木で、古代に繁茂した植物であるが、現今は分布が狹められている。ここには二木あつて、いだれも巨木である。このような分布の狭い植物の巨木があることは学術上意義深い。

(本文4)～44ページ参照



図版第32 ハナヒュタンボクの漿果(福北光氏撮影)

長野県天然記念物 長倉のハナヒュタンボク群落



図版第34
ハナヒュタンボクの花
(福北光氏撮影)

ハナヒュタンボク(スイカズラ科)は太古氷河期以前に大陸奥地に発生し、氷河期に広くわが国に分布した植物であるといわれるが、気候の回復とともにおおかたは絶えてしまい、岩手県と浅間山のふもとのここに隔離分布するだけといわれている。

〔本文末へ移ページ参照〕

図版第33 浅間山(若林信氏撮影)





図版第35 ツキヌキソウ (草間時氏撮影)

長野天然記念物 菅平のツキヌキソウ自生地

図版第36 小糸神社社叢全景



ツキヌキソウは、多年生草本で、スイカボウ科に属する。満州・アムール・ウスリーから、わが国(主として長野県)にかけて分布する。県下では数ヶ所で発見されているが、ここが著名である。(本文45~46ページ参照)



図版第37 次度 小野 神社社叢の林相

平地に残された自然林で、面積も広い。この地方の古い林相の遺物として貴重なものと思われる。





図版第38 高速公園とコヒガンザクラ樹林

長野県天然記念物 高速のコヒガンザクラ樹林

高速道路内の公園地27,802坪(8,425坪)に800余本のコヒガンザクラがある。50年以上のもののが200本、100年以上の古木も相当数ある。これらは皆コガンザクラである。ほかにはこういうところは少ない。

(本文48~49ページ参照)

図版第40 冬眠をしたコヒガンザクラ



図版第39 コヒガンザクラの花



図版第41 上山口の諏訪社社叢全景

小さな社叢であるが、中には世界的な珍種といわれるシダレエノキがあり、杉の太木があり、さらに、本県としては珍らしいコウヨウザンの大きなものや暖帯系の植物が多数含まれている。

(本文49~50ページ参照)

長野県天然記念物 上山口の諏訪社社叢

図版第42 上山口の諏訪社社叢の灌木草木類



ペニシダ



ヤブコウジ



ヤブラン



ヒメヤブラン



ササクサ

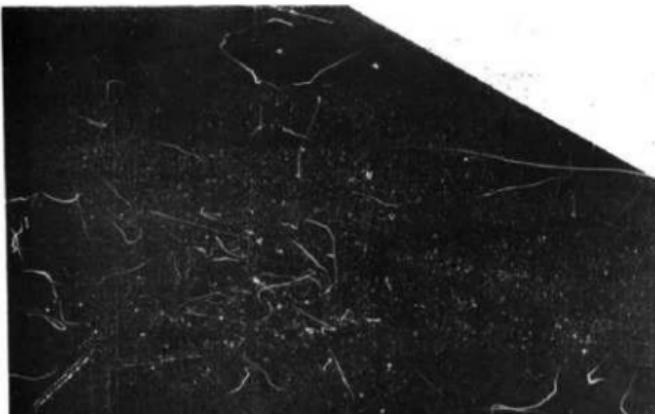


図版第43 辰野のホタル発生地

長野県天然記念物 辰野のホタル発生地

ホタルの発生地はほかにもあるが、ここほど自然環境がよく、じゅうぶん鑑賞できる場所はそう多くない。源氏ホタルが主であるが、少しむくれて平家ホタルも発生する。(本文51~52ページ参照)

図版第44 ホタルの生態



附
錄

長野県史跡

(昭和三年二月一日指定)

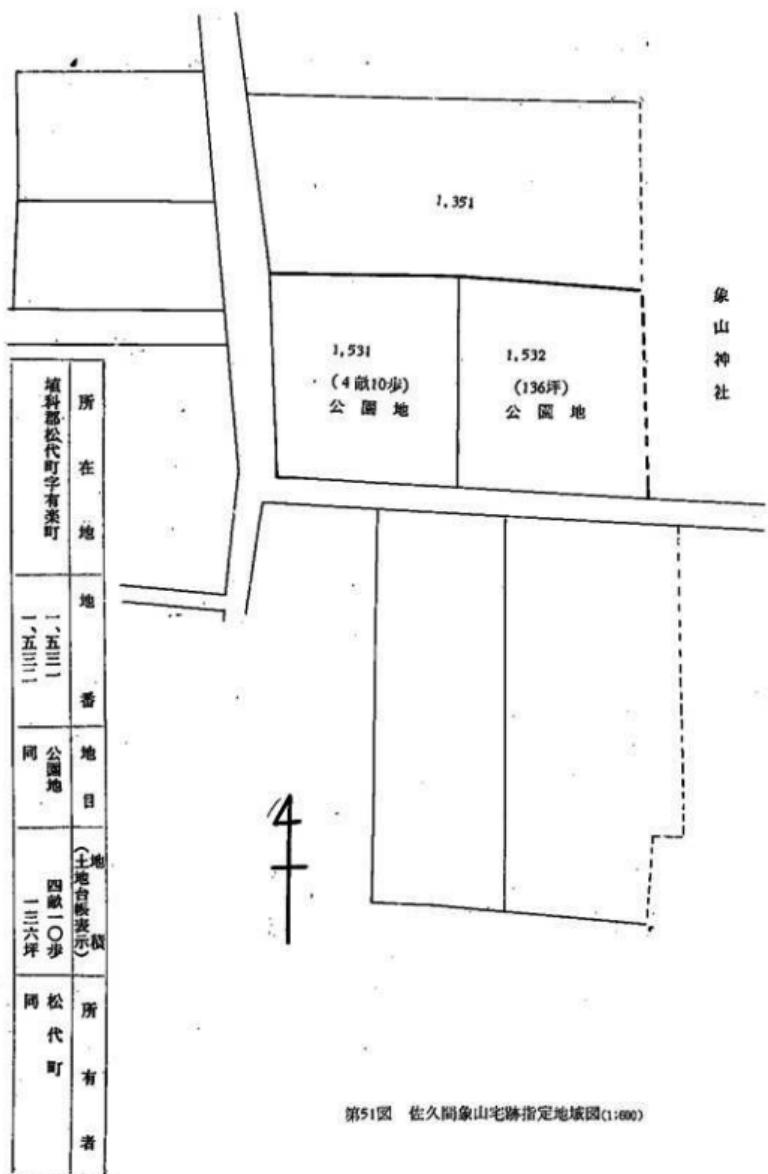
附錄

長野県宝

(昭和三年二月九日指定)

影刻の部		建造物の部	
名 称	員 数	名 称	員 数
所 有 者	所 有 者 の 住 所	所 在 の 場 所	所 在 の 場 所
木造阿彌陀如来坐像(木堂安置)	一	白山社社殿	一むね
木造伝觀音菩薩立像(木堂安置)	一	上田城	三むね
正 觉 院	西 念 寺	西 北 南 檻	一重二階樓、入母屋造、本瓦葺
			一重二階樓、入母屋造、本瓦葺
		石造宝瓶印塔	二重二階樓、入母屋造、本瓦葺
		〔応長第一之塔云々〕の銘がある。	〔応長第一之塔云々〕の銘がある。
		長門町大門	上田市
		財産区	小諸市大久保
		小県郡長門町	九番地 狩野等境内
			上田市大字上田字上田六、二六〇番地
			弓張三、五一〇番地
		北佐久郡我間町大字岩村田 手内西浦一、八八番地	北佐久郡我間町大字岩村田字内西浦
		長野市大字安茂里六三五番地	一、一八八番地西念寺境内
		正覺院境内	長野市大字安茂里六三五番地

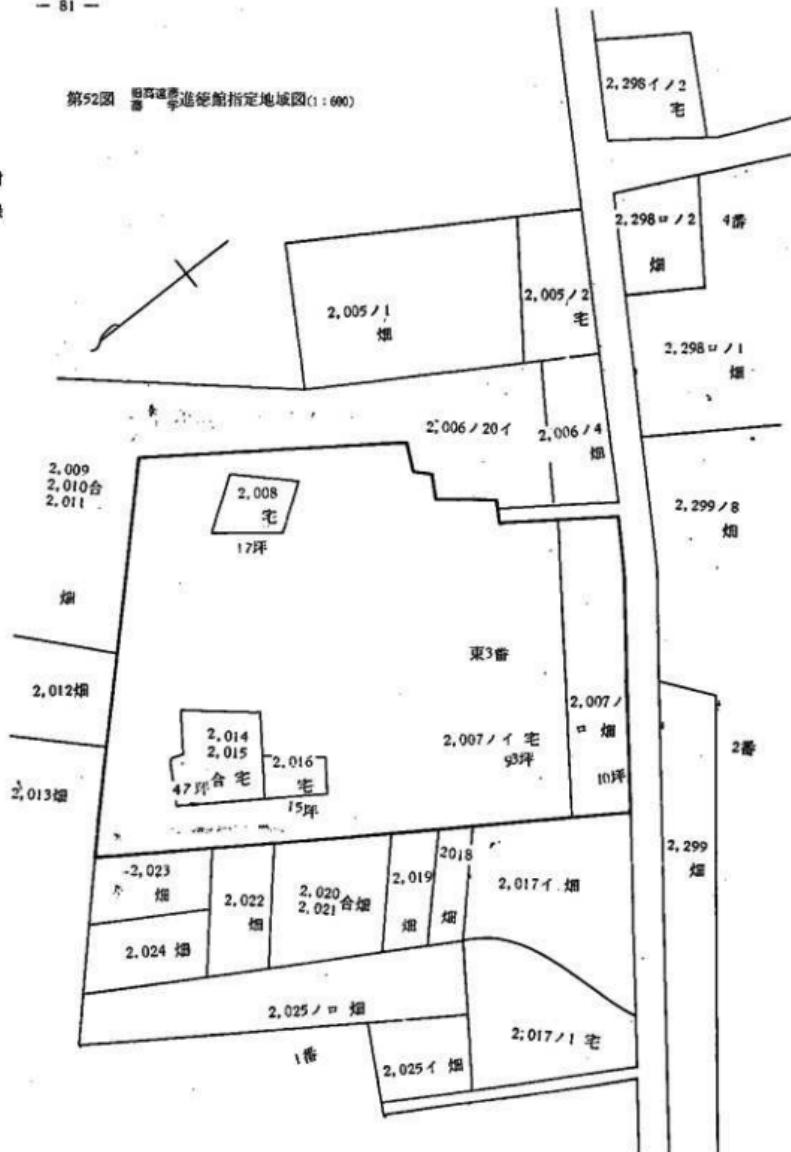
象山神社



第51図 佐久間象山宅跡指定地域図(1:600)

第52図 田舎道産季進館指定地域図(1:600)

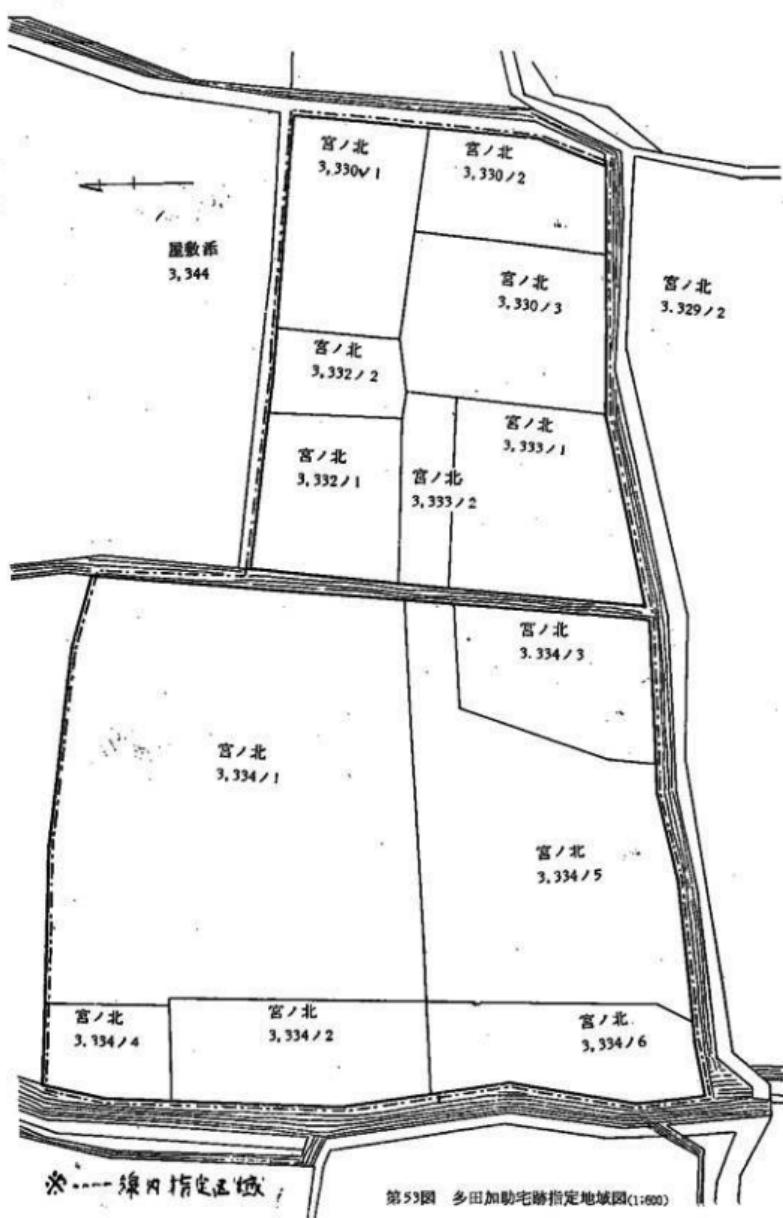
附
錄



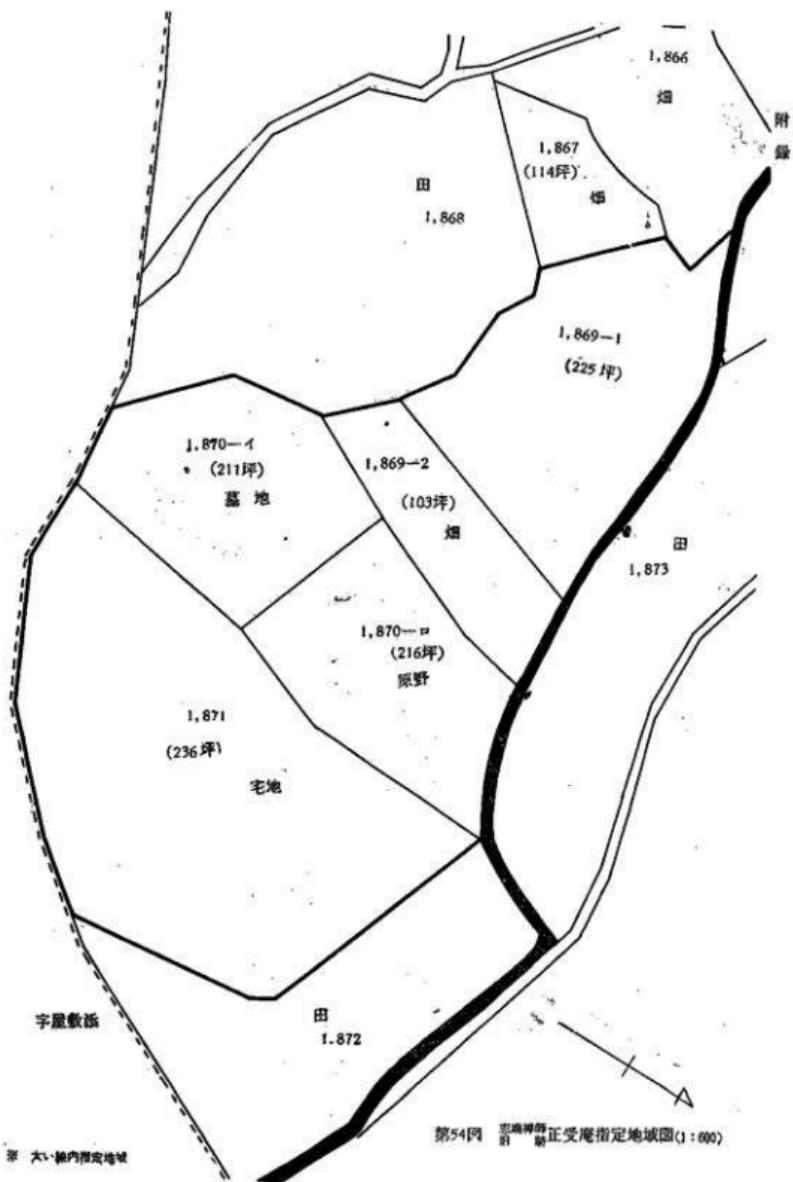
多田加助宅跡

附
錄

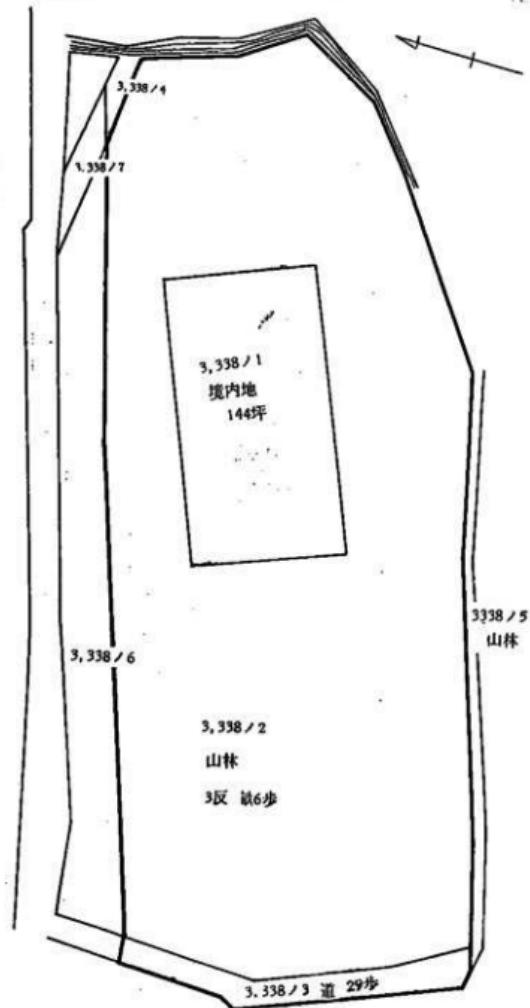
附
錄



第53図 多田加助宅跡指定地域図(1:600)



— 85 —



旧跡恵端禪師

正受庵

所 在 地	地 番	地 目	(土地台帳表示)	所 有 者
飯山市大字飯山字元宮	一、八六九／一	宅原墓地	二二三坪	飯山市大字飯山字元宮
	一、八六九／二	烟地	一畝三步	一八七〇イカ
	一、八七〇／一	宅地	一畝一步	一八七一
	一、八七〇／四	野地	一畝六步	一八七〇
	一、八七〇／五	山林	二三六坪	同
	一、八七〇／六			出沢隆器外四人
	一、八七〇／七			同

第55圖 高岡第一号古墳指定地域図(1:600)

木曾福島関跡

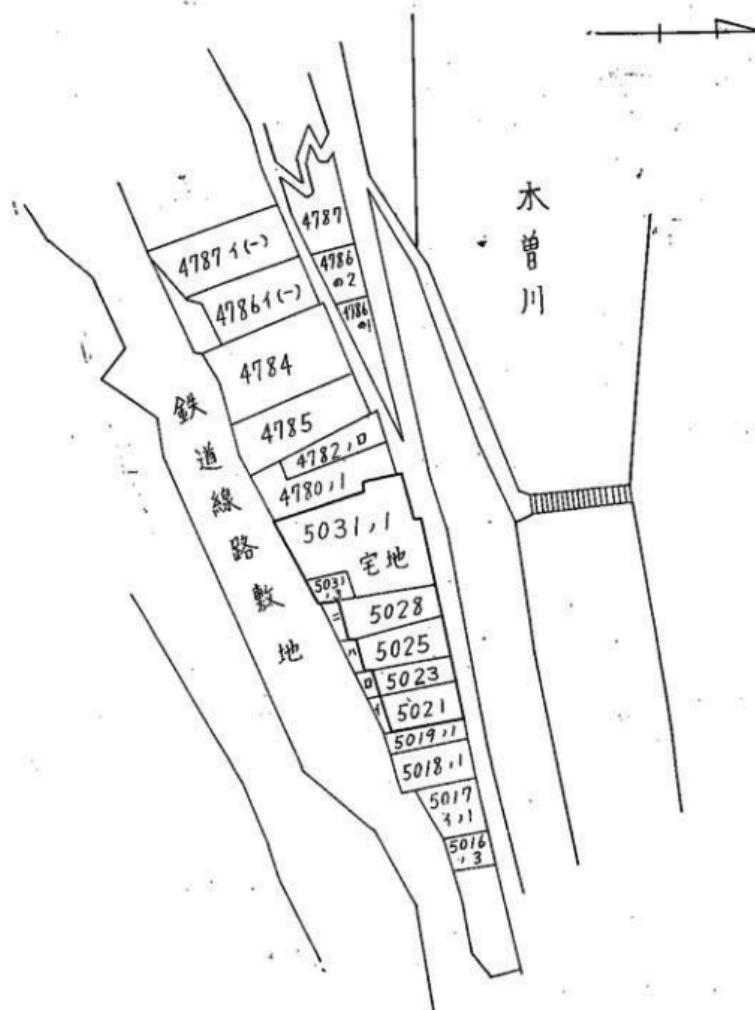
第一高岡古墳号

附錄

	所 在 地	西筑摩郡福島町字細町
五、〇三一、一 五、〇二八	地 番	五、〇一五
同 同 同 同	地 目	宅 地
一一〇坪 一七坪八合三勺	(土地 地盤表記示) (土地 地盤表記示)	二二五坪 三七坪
同 同 同 同	所 有 者	西筑摩郡福島町字上町 吉村勇七

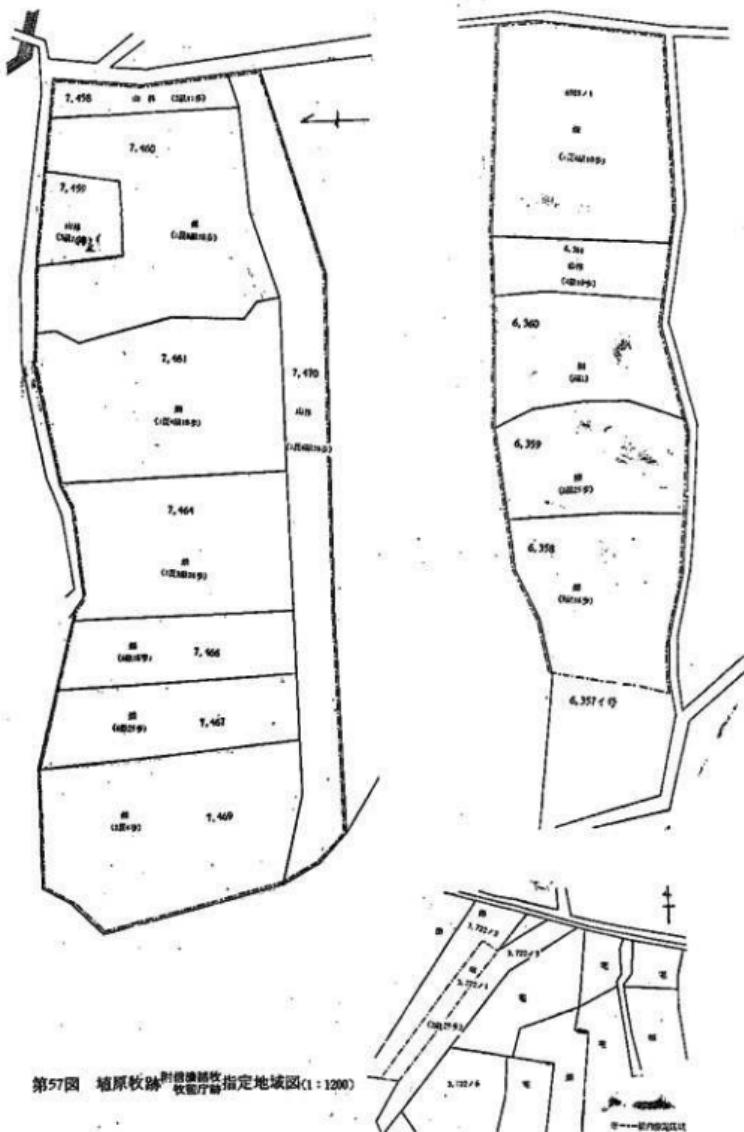
所 在 地	地 番	飯田市座光寺高岡
三、三三八の三	三、三三八の一 三、三三八の二	
同 同 同 同	境 内 地	地 目
三反一畝 二九步	三反一畝 六步	(地 地盤表記示) 一四四坪
同 同 同 同	所 有 者	飯田市座光寺高岡 高岡神社

附
錄



第56図 木曾福島開跡指定地域図(1:600)

附錄



第57図 植原林業局
指定地域図(1:1200)

植原牧跡
附信證諸牧政廳

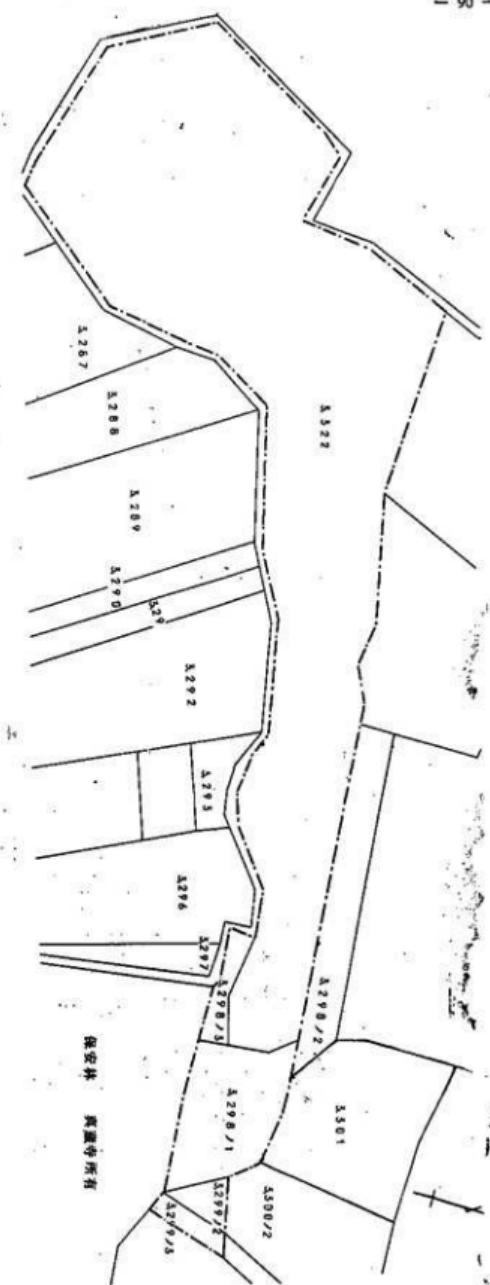
附信據諸牧牧署序跋

附
錄

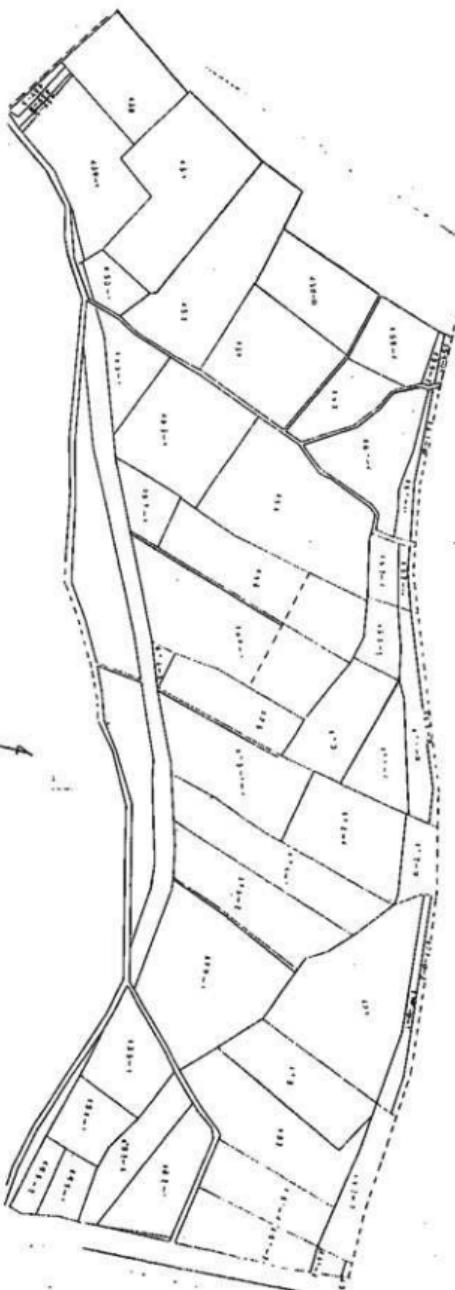
圖 56 川柳將軍塚古墳指定地盤圖(1:1000)

川柳將軍塚古墳

所 在 地	地 番	地 目	(土地台帳表示)	所 有 者
福ノ井市大字石川湯ノ入	三二九八ノ一	八畝二歩	福ノ井市大字石川 湯ノ入神社	
	三二九八ノ三	一畝 九步	福ノ井市大字石川 湯ノ入神社	
三二九九ノ一	一反六畝		福ノ井市大字石川 湯ノ入神社	
三二九九ノ一	一三歩		福ノ井市大字石川 湯ノ入神社	
三二九九ノ一	六畝三歩		福ノ井市大字石川 湯ノ入神社	
三二九九ノ一	四反七畝三歩		福ノ井市大字石川 湯ノ入神社	
同	同	同	同	同
同	同	同	同	同
同	同	同	同	同



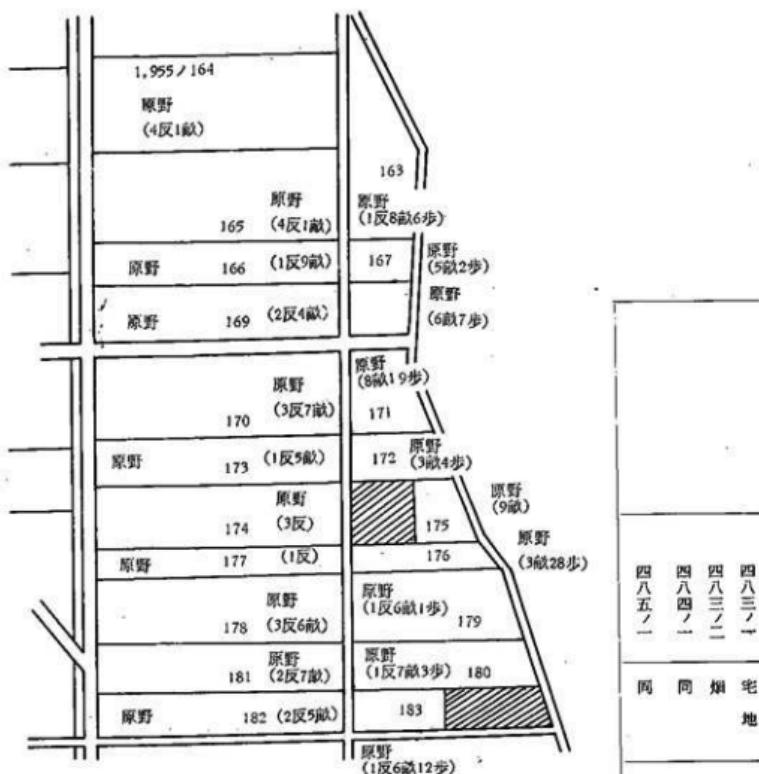
第56図 栗林遺跡指定地域図(1:1800)



栗林遺跡

所 在 地	地 番	地 目	(土地合帳表示)	所 有 者
中野市大字栗林字北原	四三八		八畝二八步	
	四三九		一反三畝一三步	
同 同	四五〇	烟	一畝一步	
				中野市大字栗林石川七 中野市大字栗林二九八 中野市大字栗林三六 町 田 重 治 界 平

附錄



第60図 上原遺跡指定地域図(1:2400)

四八五ノ一	四八四ノ一	四八三ノ一
-------	-------	-------

同	同	烟	宅
---	---	---	---

六畝一九步	五畝	二畝	八〇坪九五
-------	----	----	-------

中野市大字栗林四八三	石川彦三郎
中野市大字栗林五四九	同
小林安太郎	小野重吉

上原遺跡

附錄

		所 在 地		(地目)		所 有 者	
		地 番	地 目	(土地情報表示)			
大町市大字平一、六二六	同	原 寶	一反八畝 六步	大町市大字平一、六二六	吉 沢 文 男		
一、九五五ノ一六三	同	原 寶	四反一畝	同	同		
一、九五五ノ一六四	同	原 寶	一反九畝	大町市大字平一、六二六	吉 沢 文 男		
一、九五五ノ一六五	同	原 寶	五畝 二步	同	同		
一、九五五ノ一六六	同	原 寶	六畝 七步	大町市大字平一、六二〇	吉 沢 茂 男		
一、九五五ノ一六七	同	原 寶	二反四畝	同	同		
一、九五五ノ一六八	同	原 寶	三反七畝	大町市大字平一、七三四	吉 沢 弘 尚		
一、九五五ノ一六九	同	原 寶	八畝一九步	同	同		
一、九五五ノ一七〇	同	原 寶	一反五畝	大町市大字平一、七三一	勝 齊		
一、九五五ノ一七一	同	原 寶	三反	同	同		
一、九五五ノ一七二	同	原 寶	九畝一七步	大町市大字平一、六一八	吉 沢 勝 齊		
一、九五五ノ一七三	同	原 寶	三反	同	同		
一、九五五ノ一七四	同	原 寶	三反六畝	大町市大字平一、六一八	吉 沢 勝 齊		
一、九五五ノ一七五	同	原 寶	一反六畝	同	同		
一、九五五ノ一七六	同	原 寶	三畝二八步	大町市大字平一、六一八	吉 沢 勝 齊		
一、九五五ノ一七七	同	原 寶	一反	同	同		
一、九五五ノ一七八	同	原 寶	三反六畝	大町市大字平一、六一八	吉 沢 勝 齊		
一、九五五ノ一七九	同	原 寶	一反六畝	同	同		
一、九五五ノ一八〇	同	原 寶	三畝二八步	大町市大字平一、六一八	吉 沢 勝 齊		
一、九五五ノ一八一	同	原 寶	一反七畝	同	同		
一、九五五ノ一八二	同	原 寶	二反五畝	大町市大字平一、六一八	吉 沢 勝 齊		
一、九五五ノ一八三	同	原 寶	一反六畝 二步	同	同		
	大町市大字平一、七七九	吉 沢 文 平	大町市大字平一、七七九	大町市大字平一、七二五	吉 沢 文 平		
	大町市大字平一、七七九	吉 沢 文 平	同	同	同		

長野県天然記念物

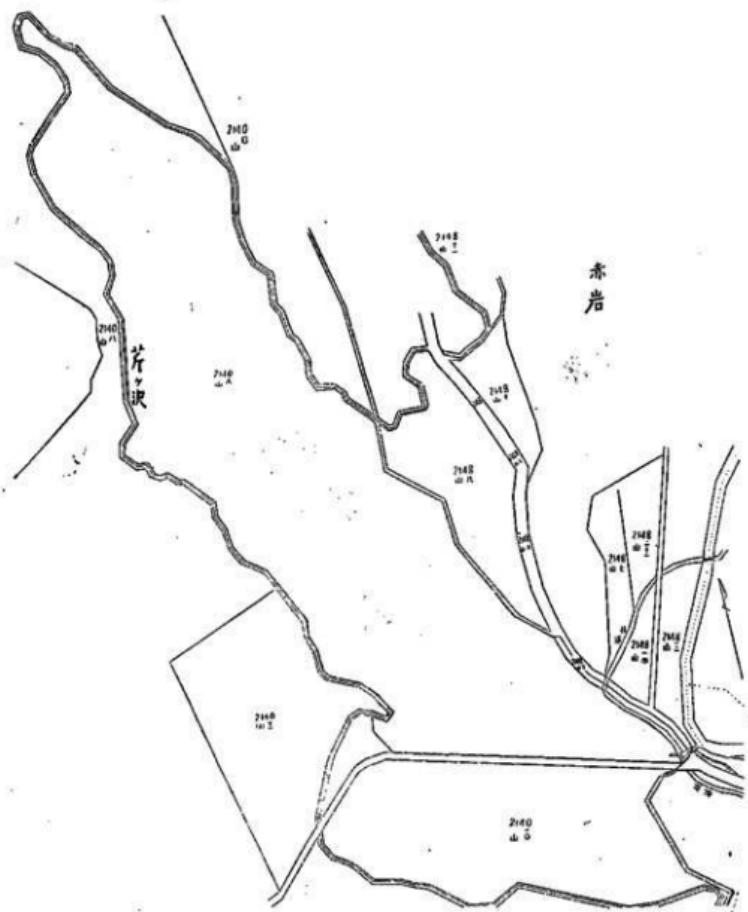
(昭和三五年二月一日指定)



第61図 鶴沢のヒメバタモミ指定地域図(1:600)

鶴沢のヒメバタモミ

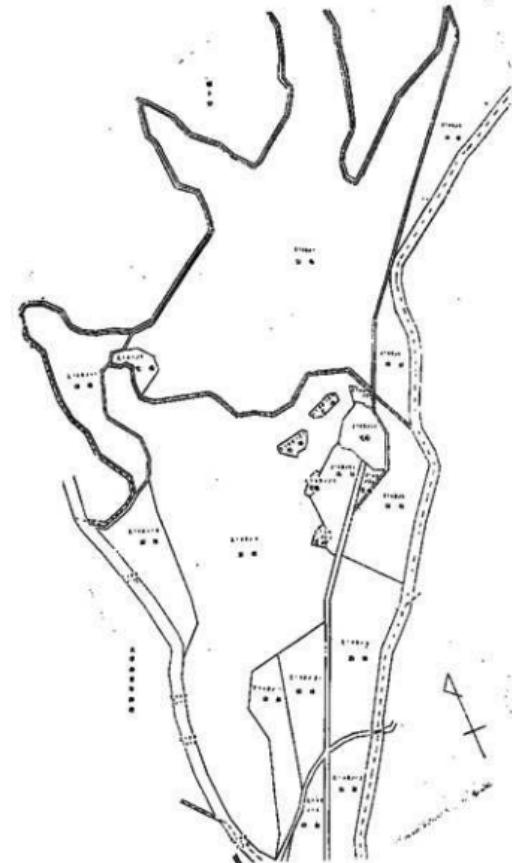
附
録



第62図 長倉のハナヒロウタンボク群落指定地域図(1:6000)

長倉のハナヒヨウタンボク群落

所 在 地	地 番	地 目	(土地台帳表示) 地 主	所 有 者
北佐久郡軽井沢町大字長倉 字赤岩	二、一四八ノ八	山 林	二町四反 二畝一四步 五丈五反 三歩	北佐久郡軽井沢町長倉二、一四八 星賢助
同	二一四〇ノ九			
市立ガ沢				



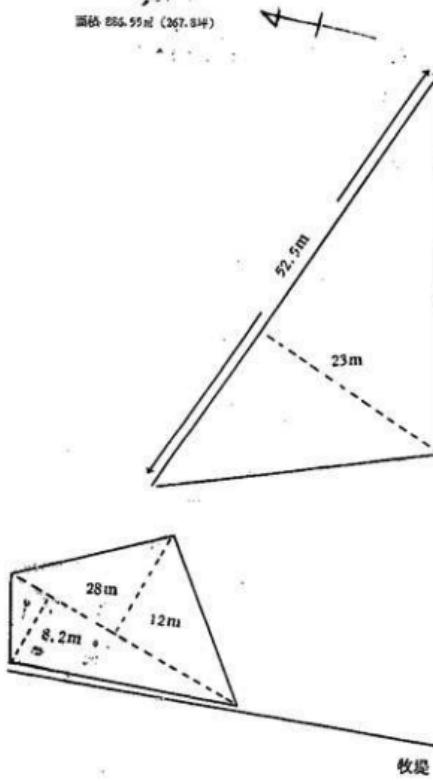
第63図 長倉のハナヒヨウタンボク群落指定地域図(1:6000)



菅平のツキヌソウ自生地

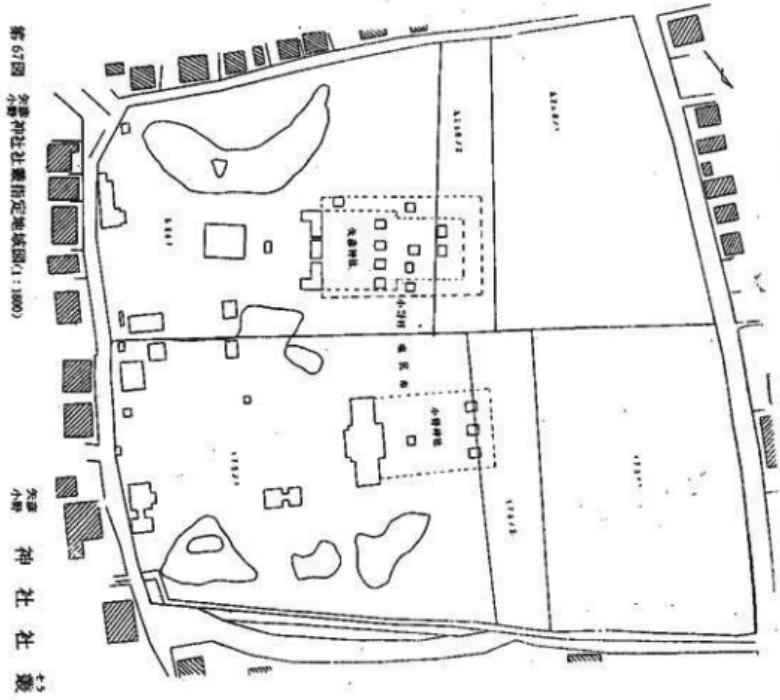
所 在 地	地番
小県郡高田町大字長手十 ノ原	一、二七八 二八八
牧 场	地 目
平実課八八六・五五 二六七坪八合)	(土地 吉賀表示)
須坂市大字小山子入河原二〇四三 菅平牧場畜産農業協同組合	所 有 者

第65図 菅平のツキヌソウ自生地指定地域図 (1:10000)



第66図 菅平のツキヌソウ
自生地指定地域図 (1:20000)





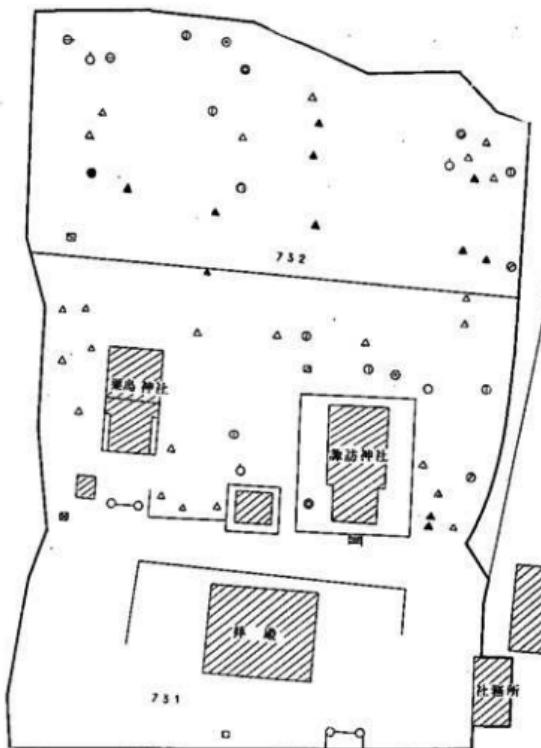
第67回 小野神社社叢指定地域図(1:1500)

矢藤小野 神社社叢

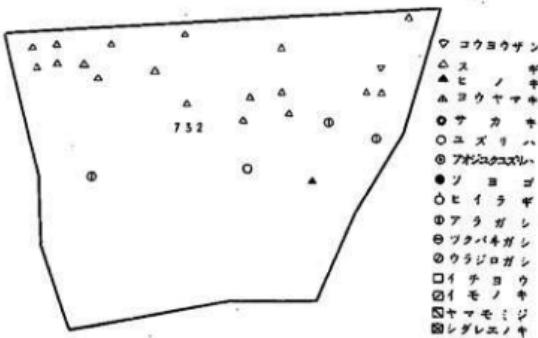
附錄

上山口の諏訪社社叢

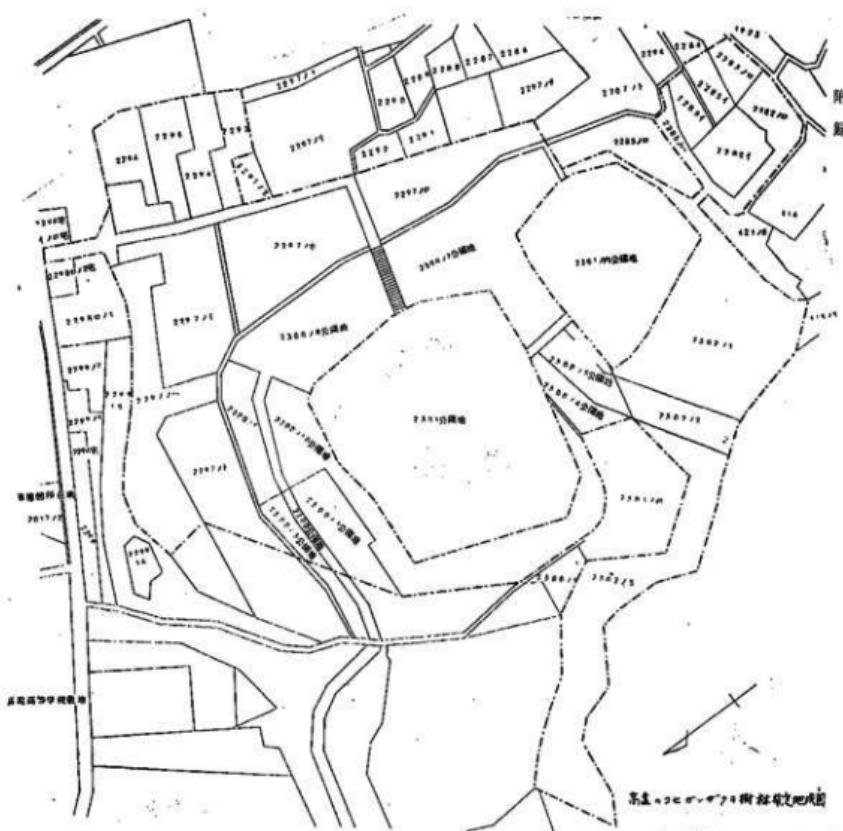
西筑摩郡山口村諏訪社	所 在 地
字宮村社	地 番
七三一	七三一
境内神 境内社	地 目
一反一 武八畝 一〇步	土地 合帳表示
西筑摩郡山口村 諏訪社	所 有 者



国道十九号線第



第68図 上山口の諏訪社社叢指定地域図(1:65)

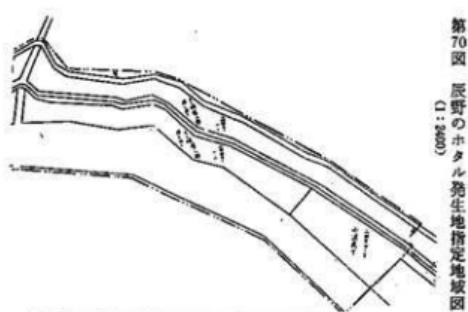


第69図 高遠のコヒガンザクラ樹林指定地域図(1:1800)

附
錄

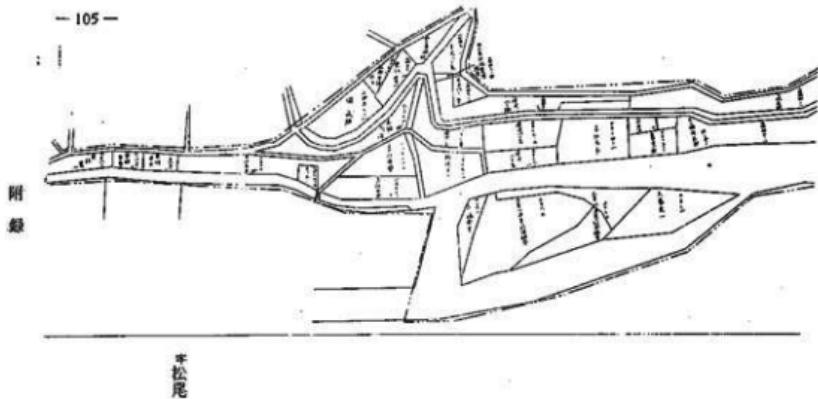
高遠のコヒガンザクラ樹林

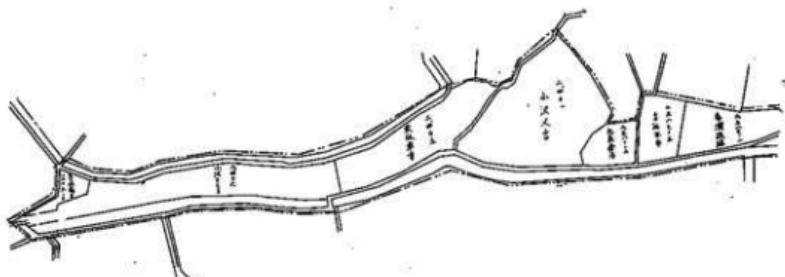
長野のホタル発生地



所 在 地	地 番	地 目	所 有 者
字山の神 上伊那郡辰野町大字辰野 北郷	二、二七六ノイ	一反九歩	上伊那郡辰野町大字辰野一、〇三一、一 矢ヶ崎 藤吉
	二、四〇六	三畝一〇歩	上伊那郡辰野町大字辰野一、九九九 小沢
	二、四〇五	一反一畝一九歩	上伊那郡辰野町大字辰野一、一三 栗林
	一、四〇一	一反九畝一五歩	上伊那郡辰野町大字辰野一、八七二 又二
同 同 同 同	一、三八七ノ三	三畝八歩	上伊那郡辰野町大字辰野一、九七七 金
二、三八六	一、三八七ノ一	四畝	上伊那郡辰野町大字辰野一、〇六 江
二、三八七ノ一	七畝九歩	上伊那郡辰野町大字辰野一、一五 赤羽	上伊那郡辰野町大字辰野一、一五 政
市 雄 市 治	市 雄 市 治	市 雄 市 治	市 雄 市 治

地域内の道路数を含む。	一反四畝一步	一反八畝五歩	一二歩	同 同 同 同 同 同
	一反三歩	一畝九歩	一畝九歩	同 同 同 同 同 同
	三畝三歩	三畝三歩	三畝三歩	同 同 同 同 同 同
	一畝二九歩	一畝二九歩	一畝二九歩	同 同 同 同 同 同
	三步	三步	三步	同 同 同 同 同 同
	一畝二三歩	一畝二三歩	一畝二三歩	同 同 同 同 同 同
				同 同 同 同 同 同





附
錄

長野県指定文化財調査報告

第1集

刊行年月日	昭和37年3月31日
刊 行 者	長野県教育委員会
印 刷 者	第一印刷株式会社
印 刷 部 数	550部(第 547 号)